

官報

号外 昭和二十七年四月四日

第十三回 参議院會議録第二十八号

昭和二十七年四月四日(金曜日)午前十一時四十三分開議

議事日程 第二十七号

昭和二十七年四月四日

午前十時開議

第一 補助貨幣損傷等取締法臨時特例案(小野義夫君外七名発議)

(委員長報告)

第二 国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第三 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第四 夏時刻法を廃止する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第五 十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(衆議院提出)

(委員長報告)

第六 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第七 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

昭和二十七年四月四日 参議院會議録第二十八号 議長の報告

第八 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第九 商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第一〇 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く経済安定本部関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第一一 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く總理府本府及び地方自治庁関係諸命令の廃止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第一二 統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第一三 在外公館の名称及び位置を定める法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第一四 戦犯者の釈放等に関する請願(七件)

(委員長報告)

第一五 九州大学生休学制戦犯者の釈放に関する請願

(委員長報告)

第一六 戦犯者の特赦減刑等に関する請願(二件)

(委員長報告)

第一七 軍事裁判被告の釈放に関する請願

(委員長報告)

第一八 戦犯者の仮出所に関する請願

(委員長報告)

第一九 戦犯者の減刑釈放に関する請願

(委員長報告)

第二〇 小浜線小浜市遊敷地区内に新駅設置の請願

(委員長報告)

第二一 中央線中野駅拡張工事促進に関する請願

(委員長報告)

第二二 長崎線の複線施設に関する請願

(委員長報告)

第二三 長崎駅構内施設拡充に関する請願

(委員長報告)

第二四 長岡駅正面、東口間地下道貫通に関する請願

(委員長報告)

第二五 岩手県南郷治町東北本線踏切をガードに切替の請願

(委員長報告)

第二六 津田、長尾両駅間に簡易駅設置の請願

(委員長報告)

第二七 尻内、八木両駅間にガソリンカー運行開始の請願

(委員長報告)

第二八 小浜線に新車両および一等車配置等の請願

(委員長報告)

第二九 長崎線に特別急行列車運行の請願

(委員長報告)

第三〇 長崎線における雲仙号の平坦線運行の請願

(委員長報告)

第三一 長崎線に寝台車、食堂車増結の請願

(委員長報告)

第三二 鮮魚輸送用レンソ車増設に関する請願

(委員長報告)

第三三 水郡線に列車増発の請願

(委員長報告)

第三四 東北本線大瀬堀踏切の警手配置存続に関する請願

(委員長報告)

第三五 列車内に行先、駅名標示の請願

(委員長報告)

第三六 北九州地区国鉄主要路線にディーゼル電動列車運転開始等の請願

(委員長報告)

第三七 東海道線特急列車の神戸始発延長に関する請願

(委員長報告)

第三八 国営自動車近城線の延長運輸開始に関する請願

(委員長報告)

第三九 山形村、小田間国営バス運輸開始に関する請願

(委員長報告)

第四〇 一戸、久慈両駅間国営バス運輸開始に関する請願

(委員長報告)

第四一 岩手県九戸郡東部および西部両地区国営バス運輸開始に関する請願

(委員長報告)

第四二 岩手県大目村、夏井駅間の国営バス運輸延長に関する請願

(委員長報告)

第四三 失業対策事業に関する請願

第四四 看護婦の労働基準確保に関する請願

(委員長報告)

第四五 秋田県に労災病院兼けい肺療養所設置の請願

(委員長報告)

第四六 日雇労働者の救済に関する請願

(委員長報告)

第四七 戦犯者の減刑釈放に関する陳情(二件)

(委員長報告)

第四八 戦犯者の減刑に関する陳情

(委員長報告)

第四九 戦犯者の釈放等に関する陳情

(委員長報告)

第五〇 九州大学生休学制戦犯者の釈放に関する陳情

(委員長報告)

第五一 失業対策事業資材費国庫補助増額に関する陳情

(委員長報告)

○副議長(三木治朗君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る三月三十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

文部委員 鈴木 安孝君

法務委員 白波瀬米吉君

通商産業委員 櫻内 辰郎君

郵政委員 小笠原三三男君

労働委員 堀木 鏡三君

建設委員 成瀬 晴治君

予算委員 西郷吉之助君

議院運営委員 草葉 隆圓君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 白波瀬米吉君

文部委員 鈴木 安孝君

通商産業委員 堀木 鏡三君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

同 玉柳 實君
水橋 藤作君

同日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

在外公館の名称及び位置を定める法律案

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案

外務委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

地方公務員法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

閉鎖機関令の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

主要農作物種子法案(坂田英一君外二十三名提出)

農林委員会に付託

十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(松田鐵藏君外十一名提出)

水産委員会に付託

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

補助貨幣損傷等取締法臨時特例案(小野義天君外七名発議)

同日議院において採択することを議決した中小企業協同施設費国庫補助増額に関する請願外二件の請願および中小企業の危機打開に関する陳情外五件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律案

小型機船底びき網漁業整理特別措置法案

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

輸出信用保険法の一部を改正する法律案

外務公務員法案

新たに入学する児童に対する教科用図書の新規に関する法律案

屋外広告物法の一部を改正する法律案

連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

資産再評価法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律案

通行税法の一部を改正する法律案

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案

経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法等の一部を改正する法律案

郵便為替法の一部を改正する法律案

海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く運輸省関係諸命令の措置に関する法律案

在外公館等借入金金の返済の実施に関する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律案

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案

特別關連庁設置法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く運輸省関係諸命令の措置に関する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律案

小型機船底びき網漁業整理特別措置法案

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

輸出信用保険法の一部を改正する法律案

外務公務員法案

新たに入学する児童に対する教科用図書の新規に関する法律案

屋外広告物法の一部を改正する法律案

連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

資産再評価法の一部を改正する法律案

通行税法の一部を改正する法律案

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案

経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法等の一部を改正する法律案

郵便為替法の一部を改正する法律案

令に関する件に基く運輸省関係諸命令の措置に関する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館等借入金金の返済の実施に関する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律案

輸出信用保険法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案

特別關連庁設置法の一部を改正する法律案

同日内閣を經由して公益事業委員会委員長松本恭治君から公益事業令第五十七條の規定による左の報告書を受領した。

昭和二十六年水力調査報告書

去る一日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

気象業務法案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林委員会に付託した。

米穀の政府買入価格の特例に関する法律案(松浦東介君外二十三名提出)

同日委員長から左の報告書を提出した。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く運輸省関係諸命令の措置に関する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く経済安定本部関係諸命令の措置に関する法律案

夏時刻法を廃止する法律案

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員

書

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員

に任命することを承認した旨回答した。

中央更生保護委員 池田 浩三君
会事務局長 正示啓次郎君
国税庁次長 関 之君
法務府特別 吉橋 敏雄君
審査局長 大蔵省銀行 大月 高君
同 銀行課長

同日内閣総理大臣から、法務府特別審査局長岡之君外三名(前掲議長承認の中大蔵省銀行局長大月高君を除く)を第十三回国会政府委員に任命した旨の通知を要領した。
一昨二日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。
特別調査資金設置令の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。
統計報告調整法案
同日委員長から左の報告書を提出した。
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く總理府本府及び地方自治庁関係諸命令の廃止に関する法律案可決報告書
統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案可決報告書
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律案可決報告書
商品取引所法の一部を改正する法律案可決報告書
国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案可決報告書
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

法務委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号
法務委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号
同日内閣総理大臣から、大蔵省銀行局長大月高君を第十三回国会政府委員に任命した旨の通知を要領した。
昨三日衆議院から左の議案を提出し、よつて議長は即日これを委員会に付託した。
十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案
水産委員会に付託
急傾斜地帯農業振興臨時措置法案
農林委員会に付託
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
警察予備隊令の一部を改正する等の法律案 内閣委員会に付託
教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案
ユネスコ活動に関する法律案
文部委員会に付託
地方財政法の一部を改正する法律案 地方行政委員会に付託
戦傷病者戦没者遺族等援護法案 厚生委員会に付託
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
住宅金融公庫法の一部を改正する法律案
公共工事の前掛金保証事業に関する法律案
建設委員会に付託
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の

実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案
電気通信委員会に付託
刑事訴訟法の一部を改正する法律案 法務委員会に付託
同日議長は、予備審査のため左の内閣送付案を大蔵委員会に付託した。
特別調査資金設置令の一部を改正する法律案
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。
町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案(河原伊三郎君外五名提出)
去る一日委員長から左の報告書を提出した。
労働委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号
労働委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号
昨日委員長から左の報告書を提出した。
補助貨幣損傷等取締法臨時特例案可決報告書
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律案可決報告書
十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案可決報告書
在外公館の名称及び位置を定める法律案可決報告書
逓遞委員会請願審査報告書第三号同特別報告第四号
法務委員会請願審査報告書第二号同特別報告第二号

○副議長(三木治朗君) これより本日の会議を開きます。
〔赤松常子君発言の許可を求む〕
○副議長(三木治朗君) 赤松常子君、赤松常子君、私はこの際、紡績操短対策に関する緊急質問の動議を提出いたします。
○安井謙君 本日は赤松常子君の動議に賛成をいたします。
○副議長(三木治朗君) 赤松君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。赤松常子君。
〔赤松常子君愛護、拍手〕
○赤松常子君 私は、去る二月末日、逓産省が綿紡績に対して四割という大幅な操業短縮を通告いたしましたことに關して、逓産大臣、労働大臣及び大蔵大臣に對して、左の數點に對して緊急質問をいたしたいと存じます。どうか誠意を以て率直にお答え頂きたいのでございます。
この通告は、綿紡績の需要供給を調整して、価格の安定を図り、延いては企業経営並びに従業員の生活の安定を目的としておりますものと理解いたしました。ところが、この措置に對しては、反対をするものではないと思いません。併しながら、いわゆる糸へん景氣で、紡績の代表的十社の昨上半期の総利益は百五十億圓にも上り、資本金の一倍半に當る莫大な利潤を収めておりながら、一旦操短となりますや、常日頃低賃金に喘いでいるおむね二十歳にも足りない幼い婦人労働者に、不当にもその犠牲を転嫁せんとしている資本家の態度には、絶対に承服しがたいのでございます。戦前におきましても、紡績連合会の歴史は、作り過ぎては操短を繰返した歴史でございますが、それはいづれも自主的に行われたものでございました。ところが今日こうした大幅の操短を而も公式的に政府が通告したのは、今度が初めてでございます。操短通告が独占禁止法に触れるとが触れないとが申します議論は、今日暫らく措くことといたします。併しながら従来自由党内閣の經濟政策は、統制を撤廃し、すべてを自由放任に任せ、弱肉強食の放漫政策の建前をとつて参りました。然るに綿紡績業に對して突如として今日四割操短という統制を政府の通告によつて行うことになりましたが、これは明らかに自由党内閣が唱えて来た統制撤廃の建前をみずから崩したところに、私は重大な意義を認めるのでございます。(拍手)政府は今後企業に對して國家的見地から統制の必要を感じて来たものと解釈してよろしくございませうか。そこで私は逓産大臣に質問いたしたいのでござい

まず第一点といたしまして、四割の操短となりますと、綿紡績の今日の実情から見ると約二割の削減を生じておりまして、婦人労働者二万人が三月末からすでに統々と一時帰省や輪番帰省の方法によつて農村や漁村へ帰らせられておりますが、賃金の六〇%支給とは言いながら、これは従業員にとりまして誠に重大な生活問題でございます。かような事態が予想されることとがわかつていながら、逓産大臣は、操短通告に當り、かかる深刻な影響を直接こうむります従業員の結成している労働組合に對して、事前に何らかの連絡をと

でございませう。戦前におきましても、紡績連合会の歴史は、作り過ぎては操短を繰返した歴史でございますが、それはいづれも自主的に行われたものでございました。ところが今日こうした大幅の操短を而も公式的に政府が通告したのは、今度が初めてでございます。操短通告が独占禁止法に触れるとが触れないとが申します議論は、今日暫らく措くことといたします。併しながら従来自由党内閣の經濟政策は、統制を撤廃し、すべてを自由放任に任せ、弱肉強食の放漫政策の建前をとつて参りました。然るに綿紡績業に對して突如として今日四割操短という統制を政府の通告によつて行うことになりましたが、これは明らかに自由党内閣が唱えて来た統制撤廃の建前をみずから崩したところに、私は重大な意義を認めるのでございます。(拍手)政府は今後企業に對して國家的見地から統制の必要を感じて来たものと解釈してよろしくございませうか。そこで私は逓産大臣に質問いたしたいのでござい

紡績操短対策に関する緊急質問

四九九

り、その意見を聞いた上で勸告を行なつたものであります。このいきさつについて詳しく御説明を願いたいのであります。

次に第二点といたしまして、労働省の任務の一つとして、いつも時の経済並びに財政政策の悪影響が労働者に犠牲を及ぼす又は労働者に負担をかける場合、つまり通産省や大蔵省の誤まれる政策のしわが労働者に押しつけられる場合に、その跡始末をいたしておるのであります。そこで通産大臣は、今回の操短によつて労働者に如何なる影響が及ぶかという問題について、この勸告をする以前に労働大臣に對し連絡協議をし、そのしわが労働者に寄せられる程度をできるだけ緩和する方法をとられたか否かを質したいのであります。

更に第三点といたしまして、経済安定本部の自立経済審議会の報告書による繊維生産計画表の中の綿紡設備の内容を見ますと、年度未掘付繰額は、昭和二十六年度五百萬圓、二十七年五、六百五十萬圓、二十八年六百二十萬圓となつておりました。これが日本の自立経済のための一応の目安であつたと存じます。然るに二十八年度未六百二十萬圓に達する計画であるのに、今日すでにアウトサイダーをも入れると七、八百萬圓に及んでいて、明らかに超過しております。今日繊維機械業者も全然生産をやめておられませんので、まだこれ以上に増加の一途を辿るものと考へられるのであります。現在繊維機械の生産能力は月間二十五万乃至三十万圓もあり、その生産を続けるのであるならば、この間の調整を如何にせられるか。この点に關しまして、機械生

産に従事いたしております労働者にも大きな不安を與えておりますので、通産大臣の御意見をお伺いいたしたいと存じます。

次に労働大臣にお聞きいたしますが、第一点といたしまして、労働大臣は四割という大幅な生産の減少が若しも綿紡労働者のストライキによつて招来されたとしたならば、かかるストライキには決して手を拱いて傍観しては行かれないと思ひます。然るに通産省の一片の勸告によつて四割操短がやす／＼と行われ、その結果、綿紡労働者に重大な生活不安と人間問題を招いたのであります。労働大臣は、ただ労働基準法や失業保険法さえ官僚的に遵守しておれば、それで職責を全うし得るものと考えておられるのでございませうか。(拍手)かかる重大な操短という措置に對して積極的に通産大臣に申入れて、従業員のごうむる犠牲を軽減する対策を講ずべきではなかつたかと存じます。かかる事情に鑑みまして、今後操短などの行われる場合には、あらかじめ労使の代表的な団体に對して連絡し、操短の真に止むを得ざる理由を納得せしめ、更には協力をせしめようとする意思が政府に果しておありでございませうか。この点を明らかにされたらいいのであります。

更に英國においては、戦後、労働党内閣では、産業再建のために、労使学識経験者を以てワーキング・パーティを組織し、これに重要な役割を果させ、よい成果を収めておりましたが、今日内外の諸情勢に鑑みまして、綿紡に對して何らかの国家的措置を講じ、官民の民主的な協力機關を設ける必要が痛感されます。現在、政府はかかる必要を感

じておられるか。これに對しどういう構想を持つておられるかをお伺いいたしたいと存じます。

第二点といたしまして、すでに四割の操短が行われて以来、二万名以上及び婦人労働者が過剰となり、一応は会社側との協約によつて交代に帰省することになりました。併しこれは三月から五月までの暫定的措置でありまして、今後更に操短が強化され、又その期間が長引くようなことがございしますれば、帰省する者の数も増加し、帰省している者の気持も一層不安となります。更に本年度の卒業生の新規採用を取消す会社も続出したのであります。その数も四万名以上に達しているのであります。不況下の農村にとつて幾分なりとも経済的支えとなる収入がなくなり、そののみか、更に過剰人口を抱えるという負担が増加することになります。それにつきまして、私が最近職場の現場を見、又農村の現地に參つて聞き得ました中でも、最も憂慮に堪えないのは、人身売買のブローカーに狙われている事実でございします。その悲しい一つの例といたしまして、昨年末来の福井県下の中小繊維業の倒産の結果、工場を閉め出された婦人労働者は、今更貧しい農村にも歸れず、止むなく至る所のカフェーや特飲街にたれ込んで、大きな社会問題を投げかけているのであります。労働大臣は、この事態をどうお考えになりますか。お伺いいたしたいと存じます。

次に第三点として、紡績十社に對す

る今回の操短がその下請工場の中小企業に及ぼす不安と影響は更に重大な放散を描いておるのであります。先日も私は愛媛県今治市附近の中小工場を視察いたしました。操短が、すでに親工場からの発注も中止されて、工場を挙げて不安と動搖におののいておりました。そして次に迫り来る工場閉鎖や賃金の未拂などにおびえている実情でございします。これは深刻な問題に關連して、これは中小企業全般に亘ることでもございします。新潟県においては、県の労働部において賃金運拂の事業場に対する融資制度を実施しているように伺つておりましたが、こ

ういう制度を全国的に推し詰め、大蔵大臣とも連絡して、その融通資金の枠を拡大して行くような制度を労働大臣はお考えでいらつしやいませうか。お聞きいたしたいと存じます。

更に労働基準法によつては、賃金不拂の場合には雇主を処罰することによつて間接的に支拂を促進させることになつておりますが、賃金によつて生活いたしております働く者にとつては、雇主を処罰したこともとよりでございします。そのみでは問題の完全な解決にはなりませんので、それ以外に賃金債権を確保することが必要なのであります。併し現状では賃金債権の仮差押えにも保証金を積立てなければなりません。すでに賃金不拂中の労働者に保証金を積ませることは何としても無理でございします。このような場合に保証金を積まないでも仮差押えのできるような措置が労働者の生活確保のために絶対に必要であると考へられますが、労働大臣はこの問題

についてどうお考えでございませうか。お聞きいたしたいと存じます。最後に大蔵大臣にお尋ねいたします。戦後繊維労働者は日本経済再建のために黙々と誠実に働き続けて参り、輸出産業の王座を占めて来ましたが、何人にも明らかなこととございします。労働生産性の向上に一意努力いたしまして、一方、会社の収益も著しく増加いたしましたにもかかわらず、他方、生活費の高騰に喘ぎ、生活難打開のため全国繊維産業労働組合はたびたび賃上げの要求をいたしました。その都度大蔵省の政策である資本蓄積の美名に隠れて、その利潤を少しも賃金に廻さず、もつぱら機械設備に投入して野放しの生産に没頭した結果、遂に今日のような深刻な状態に陥りました。これを全国的に見ますと、実に厖大な生産設備は休止して死物と化し、各社の倉庫には山のように積まれた四十萬圓の製品が「あくび」をしております。成果とは何という皮肉な姿でございませぬか。(拍手)大蔵大臣は、口を開けば資本蓄積、資本蓄積と繰返された責任を一体何と感しておられませうか。どういふ処置をなさるおつもりでございませうか。はつきりお伺いいたしたいと存じます。(処置なし)と呼ぶ者あり)

以上で私の質問は終了いたしますが、特に直接実害をこうむりつつある紡績繊維労働者に対して、各大臣の明確なる御答弁を切に要求いたします。ご

存じます。(拍手)
(国務大臣高橋龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(高橋龍太郎君) 答えい
たします。

この四割の紡績の操短という問題で
は非常に誤解があるのですが、その当
時私どものほうで発表し、又業者に通
知をいたしました。これは業者諸君の
ほうは十分理解されており、間違いな
いのですが、この四割の操短というの
は幾割の四割を操短するという意味な
のであります。で、四割操短いたしま
して、私どもの狙っておるところは、
一カ月の生産を十五万梱に抑えよう
というのが趣意なのであります。その当
時、内外の需要を計算してみますとい
うと、大体十五万梱くらいが適当であ
るうかというのであつたのでありま
す。ところで十五万梱に抑えるのには
実際にはどのくらいの操短になるかと
いうと、戦後最大の生産が挙りました
のは、本年の一月の十七万七千梱であ
つたのであります。十七万七千梱を十
五万梱に抑えるということは、実際上
は一割四分の操短になるのでありま
す。そうして十五万梱というのは、昨
年の十月、十一月頃にも十五万梱し
か生産されていないのであります。
そうして又、本年の原綿の予定は百七
十万俵ということになっておるのであ
ります。そうして、大体、百七十万俵
のうち百二十万俵が米綿、五十万俵が
雑綿、その五十万俵はまだ全部手当が
できていない。百七十万俵の原綿を以
てしますといふと、一月のようになす
万七千梱というような生産を挙げます
といふと、この十月、十一月頃は原
綿はなくなつてしまふのです。極端に
言へば、その頃になるといふと十割の
操短をしなければいけないような重大な
事情になるのであります。そういうこ

とを考へますといふと、この労務者諸
君にも非常に悪い影響がある。私は十
五万梱の生産に抑える四割の操短を働
告いたしましたことは、極めて時宜に適
した適当な措置だと、今なお確信いたし
ております。(その通り)なぜ中共買
易をやらないんだと(呼ぶ者あり)な
お、それについて、操短を勧告するとき
に、私が紡績業者の労組などに交渉を
したかという御質問であります。併し
はしておりません。(そうだろう)と
呼ぶ者あり(率直に申し上げます。併し
紡績業者は、その当時労組に対して細か
な交渉をされて(当り前じやないか)と
呼ぶ者あり)取計らわれたのは事実
であります。なご将来、或いは今日の
操短では収まらないで、これ以上操短
をするという場合には、十分にそうい
う点も考へて行きたいと存じます。

とは夢みてはいないのであります。業
者は十分そういう事情は了承しておる
のでありますから、適当な措置をとつ
ておることを私は確信するのでありま
す。

なご幣郷しておる者について、放つ
ておくと人身売買その他の心配があ
る。御尤もであります。併しながら今
回の幣郷は、只今申しましたように、
やはり休業手当を付けて幣郷しておるの
であります。そう生活に困つておく
人身売買その他の心配があるとも考へ
られないのであります。

ては十分の措置をいたしておるのであ
ります。ただ問題は、御承知の通り織
維品は世界的に過剰になつておりま
す。十四、五年前の状態と今を比べま
して、織維品は価格においても生産に
おきましても非常に増加を来たした結
果、一時操短の結果を来たした結
果、一時操短の結果を来たした結
果、一時操短の結果を来たした結
果、一時操短の結果を来たした結

そうして又、この統制云々について
御質問がございましたが、現在におきま
しても外貨資金の割当或いは電力の割
当等が行われて、全面的に放任されて
おるといふのはありません。併し世
界の情勢の変化に応じて、自由主
義経済を基本といたしまして、その
上に、一国民経済に及ぼす悪影響を
回避するためには必要な措置をとる
ものであります。(ヒヤ〜)と呼ぶ
者あり)

○国務大臣(吉武恵市君登壇、拍手)
お答えをい
たします。

なご幣郷しておる者について、放つ
ておくと人身売買その他の心配があ
る。御尤もであります。併しながら今
回の幣郷は、只今申しましたように、
やはり休業手当を付けて幣郷しておるの
であります。そう生活に困つておく
人身売買その他の心配があるとも考へ
られないのであります。

ては十分の措置をいたしておるのであ
ります。ただ問題は、御承知の通り織
維品は世界的に過剰になつておりま
す。十四、五年前の状態と今を比べま
して、織維品は価格においても生産に
おきましても非常に増加を来たした結
果、一時操短の結果を来たした結
果、一時操短の結果を来たした結
果、一時操短の結果を来たした結

次に御質問の中に、一昨年の六月に
紡績の設備の制限が廃止されたのです
が、その当時四百万俵に足らなかつた
のです。今日六百七十万俵に増
された。これは併し、只今御質問の中
に非常に誤解があると思つておるが、
これは何も政府は、奨励はして
者あり)のみならず私は、この二カ
年足らずの間に七割の増産は無謀であ
つた。甚だ遺憾に存すると、機会あるこ
とにそのうちの私の意見は述べておる。
政府が奨励したといふことは非常な誤
解であるといふことを申し上げておき
ます。そうして現在のような紡績界の
不況を現実に見ることになりまして
で、恐らく業者といへども、これ以上
増産をする計画は中止されたこと確信し
ておりますが、紡績機械業者も紡績の
状況が年々五割も増産されるようなこ

このたびの操短に対して、労働大臣
は、ストライキを放任しないで、この
ほうは放任するかといふお尋ねでござ
います。決して私はこの操短は好ま
しいものであるとは思いませんけれど
も、企業が健全に保持されるというこ
とが、即ち労働者に対しての、これは
失業をさせない結果になるのでござい
ます。そうして、この操短は止むを得ない
と思つております。併し私どもの見込
といたしましては、そう長くこの状態
が続くと考へられません。従いまし
てその間におきましては、できるだけ
休業手当を支給することについて、身
分は變がして行きたいと思つておりま
す。併しこれが長くなりませすればそ
も行きませんので、その際は失業保険
その他に救済をしなければなら
ぬことと思つております。

今回の紡績業の操短のことから、資
本蓄積の結果、或いは資本蓄積を唱え
た政府として、非常に責任があるじや
ないか、こつた御質問でございま
すが、この増産の点につきましては高
橋通産大臣がお答への通りでありま
す。政府は何も干渉いたしておりませ
ん。それどころか、政府資金の計画に
つきましては、紡績の増産については一
文の金も出しておりません。又、こ
ういふ情勢を見まして、昨年の秋から固
定資産の融資につきましては四重原
業を主として、繊維産業に渡してはい
かぬという指令も出してございま
して、資金の使用計画につきまし

なご、この機会に、本会議で御質問
がありました点で、欠席のためお答へ
してない点を申し上げたいと思いま
す。山田節男君の自衛力増進すれば
国民生活水準が下つて行くではない
か、こつた御質問であります。

昭和二十七年四月四日 参議院會議録第二十八号

松浦清一君の緊急質問に対する答弁 二件

補助貨幣損傷等取締法臨時特例案外

五〇二

私は国民生活水準の維持向上が政治の根本でありますから、これを下げてまで自衛力を漸増するという考え方はございませぬ。日本経済の発展によつて国民生活水準を上げつつ自衛力の漸増をやろうといはしておるのであります。

又松浦清一君の、「かに」工船の出漁が中止になつたから、政府はこれの損害を賠償すべきじゃないか——政府は関知いたしておりませぬ。損害賠償はいたしません。

永井純一郎氏の、外資が若し入らないことになれば昭和二十七年予算は施行困難ではないかという御質問でございますが、予算をお調べになればわかるように、外資がこれだけ入つて来るからというので経費は見込んでおりませぬ。一応、予算は外資が入らなくともこういふふうにしてございませぬ。又外資がこれ以上に入つて来ればそれはベター、よりいいということだけでございます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 日程第一、補助貨幣損傷等取締法臨時特例案(小野義夫君外七名発議)、日程第二、国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案、日程第三、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませぬか。

〔異議なしと仰ふ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。大蔵委員長平沼瀧太郎君。

〔審査報告書は都合により第三十三号末尾に掲載〕

補助貨幣損傷等取締法臨時特例案右の議案を發議する。

昭和二十七年三月二十八日

發議者

小野 義夫 小林 政夫

菊田 七平 大矢半次郎

黒田 英雄 菊川 孝夫

一松 定吉 下條 恭兵

参議院議長佐藤尚武殿

補助貨幣損傷等取締法臨時特例案

補助貨幣損傷等取締法(昭和二十二年法律第四十八号)の規定は、当分の間、十円及び五円の補助貨幣以外の補助貨幣には適用しない。但し、この法律施行前の行為に対する罰則の適用は、この限りでない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第三十三号末尾に掲載〕

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月三十一日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長佐藤尚武殿

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律

国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次の通り改正する。

目次中「第七章 雜則」を「第八章 雜則」に改める。

第二條第二項第七号中「営林局(営林署を含む。)」を「林野庁」に改める。

第七條中「施設を」の下に「無償で」を加える。

第二十四條の二の次に次の二條を加える。

第二十四條の三 第十七條各号に掲げる遺族給付以外の給付を受ける権利を有する組合員又は組合員であつた者が死亡した場合において、その者がその支給を受けべき給付でその者がその支拂を受けなかつたものがあるときは、第二十一条から前條までの規定に準じて、これをその遺族に支給する。

第二十四條の三 第十七條各号に掲げる遺族給付以外の給付を受ける権利を有する組合員又は組合員であつた者が死亡した場合において、その者がその支給を受けべき給付でその者がその支拂を受けなかつたものがあるときは、第二十一条から前條までの規定に準じて、これをその遺族に支給する。

第二十三條中「療養を受けたときは、」を「療養を受け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用を直接保険医又は保険薬剤師に支拂つた場合において、組合が必要と認めるときは、」に改める。

第三十六條第一項中「二百円」を「四百円」に改める。

第三十七條第一項中「四千円」を「六千円」に改める。

第五十五條に次の一項を加える。

第三項若しくは第四項又は前項において準用する第三十四條第二項の場合において、傷病手当金の支給期間中に療養の給付又は療養費の支給期間が経過したときは、当該傷病手当金の支給期間は、これらの規定にかかわらず、当該傷病手当金の支給を始めた日から当該療養の給付又は療養費の支給期間が経過した日の前日までの期間とする。

第六十四條の二第二項中「並びにその事務に要する費用」を削る。

第六十八條の二に見出しとして「掛金等の俸給等からの差引」を加え、同條に第二項として次のように加える。

2 組合員の俸給支給機関は、掛金以外の組合員が組合に対して支拂うべき金額があるときは、俸給その他の給與支給の際組合員の俸給その他の給與から当該金額に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代りその所属する組合に拂い込まなければならない。

2 遺族給付を受ける権利を有する組合員であつた者の遺族が当該権利を失つた場合において、当該遺族が支給を受けることができた給付で当該遺族が支拂を受けなかつたものがあるときは、第二十一条から前條までの規定に準じて、これを当該遺族以外の当該組合員であつた者の遺族に支給する。

第三十七條第一項中「四千円」を「六千円」に改める。
第五十五條に次の一項を加える。
第三項若しくは第四項又は前項において準用する第三十四條第二項の場合において、傷病手当金の支給期間中に療養の給付又は療養費の支給期間が経過したときは、当該傷病手当金の支給期間は、これらの規定にかかわらず、当該傷病手当金の支給を始めた日から当該療養の給付又は療養費の支給期間が経過した日の前日までの期間とする。
第六十四條の二第二項中「並びにその事務に要する費用」を削る。
第六十八條の二に見出しとして「掛金等の俸給等からの差引」を加え、同條に第二項として次のように加える。
2 組合員の俸給支給機関は、掛金以外の組合員が組合に対して支拂うべき金額があるときは、俸給その他の給與支給の際組合員の俸給その他の給與から当該金額に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代りその所属する組合に拂い込まなければならない。
第六十九條第一項中「拂い込むものとする。」を「拂い込むものとする。但し、当該組合が退職給付、障疾給付及び遺族給付の支給に関する事務を連合会に委託している場合においては、第三号に掲げる費用のうち退

職給付、廃疾給付及び遺族給付の支給に關する事務に要する費用は、国库から直接連合会に交付することが出来る。」に改める。

第八十三條の二の次に次の二條を加える。

(在外公館に勤務する組合員についての特例)

第八十三條の三 在外公館に勤務する組合員に対するこの法律の適用については、政令で特例を定めることができる。

2 前項の政令は、この法律の目的に合致するものでなければならぬ。

(休職者についての特例)

第八十三條の四 一般職の職員との給與に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十三條の規定により俸給の全部又は一部の支給を受けている者(これに準ずる者を含む。)で、大蔵大臣の指定するものは、第一條第一号の規定にかかわらず、これを組合員とみなす。

第七中第八十四條の次に次の一條を加える。

(報告等の徴取及び立入検査)

第八十四條の二 大蔵大臣は、組合の保徳給付についての第三十一條各号の規定による費用の負担又は支拂の適正化を図るため必要があると認めるときは、当該保徳給付に係る第三十條第一号各号に掲げる

療養を行つた医療機関から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして当該医療機関の病院、診療所、助産所若しくは施療所に立ち入り、診療簿その他その業務に關する帳簿書類を検査させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

本則中第七章の次に次の一章を加える。

第八章 罰則

(罰則)

第八十四條の三 前條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第八十四條の四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても同條の罰金を課する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため

当該業務に対し相當の注意及び監督が盡されていることの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、第二條第二項第七号の改正規定は、昭和二十七年四月一日から、第三十一條第四号及び第三十三條の改正規定は、この法律施行の日以後の療養に要した費用の支拂から、第三十六條第一項の改正規定は、昭和二十七年四月分の保育手当金から、第三十七條第一項の改正規定は、同年四月一日以降死亡した者に係る埋葬料から、第八十三條の四に係る改正規定は、昭和二十六年十一月三十日から適用する。

2 この法律施行の際改正前の国家公務員共済組合法の規定により傷病手当金の支給を受けている者で、この法律施行の際までに療養の給付又は療養費の支給期間が経過しているものについては、当該傷病手当金の支給期間は、改正後の国家公務員共済組合法第五十五條第六項の規定にかかわらず、当該傷病手当金の支給を始めた日からこの法律施行の日の前日までの期間とする。

〔審査報告書は都合により第三十三号末尾に掲載〕

国家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月三十一日

衆議院議長 林 護治

参議院議長 佐藤尚武殿

国家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律案
国家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律案
国家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律案

第一條第二項中「法令による公団、及び、連合国軍人等住宅公社」を削る。

第二條第一項第一号中「法令による公団の總裁又は理事長、及び、連合国軍人等住宅公社理事長」を削り、同項第二号を同項第三号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 内閣総理大臣等 内閣総理大臣、最高裁判所長官、その任免につき天皇の詔託を要する職員及び特別職の職員の給與に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第一條第四号から第十五号までに掲げる職員並びに各庁の長が大蔵大臣に協議し

て定めるこれらに相當する職務にある者をいう。

第二條第三項中(都については、特別区の存する全地域)を(都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域)に改め、同項に次の但書を加える。

但し、「在勤地」という場合には、在勤官署から八キロメートル以内の地域をいうものとする。

第三條第二項第六号中「職員が死亡した場合」を「外国在勤の職員が死亡した場合」に改め、同項に次の一号を加える。

八 外務公務員法(昭和二十七年法律第 号)の定めるところにより休暇帰国を許された者が在勤地と本邦との間を旅行する場合に、当該職員

第六條第一項中「支度料及び」を「支度料、旅行雑費及び」に改め、同條第九項中「家財」を「住所又は居所」に改め、同條第十項中「赴任」を「赴任に伴う住所又は居所の移転」に改め、同條第十二項中「外国への出張又は赴任」を「本邦から外国への及び外国相互間の出張又は赴任」に改め、同條第十五項中「外国旅行については、」を「外国旅行のうち第四十一條第一項に規定する旅行については、」に改め、同條第十三項を同條第十四項とし、以下一項目

つ繰り下げ、同條第十二項の次に次の一項を加える。

13 旅行雑費は、外国への出張又は赴任に伴う雑費について、実費額により支給する。

第十一條中「日当又は宿泊料について」を「日当又は宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本條において同じ。)(について)」に改める。

第十六條第一項第一号イを次のように改める。

イ 内閣総理大臣等及び十一級以上の職務にある者については、一等の運賃

第十六條に次の一項を加える。

3 前二項に規定する運賃及び急行料金によるものが当該旅行における特別の事情のため困難である場合には、各庁の長が大蔵大臣に協議して定める運賃及び急行料金に上ることが出来る。

第十七條第一項第一号イ中「八級」を「十一級」に改め、同号ロ中「七級」を「十級」に改める。

第二十四條を次のように改める。
(着後手当)

第二十四條 着後手当の額は、別表第一の日当定額の五日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の五夜分に相当する額による。

第二十五條第一項第一号ハ中「これを一人とみなして」を「一人をこえる者」に、「鉄道賃」を「鉄道賃及び船賃」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第一号イからハまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第二十七條各号列記以外の部分中「旅費及び」を「旅費又は」に改め、同條第二号中「範囲内の実費額」を「二分の一に相当する額」に改め、同條第三号中「各号の一」を「第二号又は第三号」に改める。

第二十八條第一項第三号を次のように改める。

三 赴任を命ぜられた職員が、職員のための国設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合に、別表第一の鉄道五十キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額(扶養親族を随伴しない場合には、その二分の一に相当する額)の移転料。但し、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第三十二條第一号中「二以上の階級」を「二階級」に改め、同号を同條第二号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條に第一号として次のように加える。

一 運賃の等級を三以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、左に規定する運賃

イ 内閣総理大臣等及び七級以上の職務にある者については、最上級の運賃

第三十三條第一号を次のように改める。

一 運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、左に規定する運賃

イ 最上級の運賃を四以上に区分する船舶による旅行の場合には、内閣総理大臣等についてはその階級内の最上級の運賃、十五級以下十一級以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、十級以下七級以上の職務にある者については十五級以下十一級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位

の級の運賃、六級以下の職務にある者については最下級の運賃

の級の運賃、六級以下の職務にある者については最下級の運賃

ロ 最上級の運賃を三に区分する船舶による旅行の場合には、内閣総理大臣等についてはその階級内の上級の運賃、十五級以下十一級以上の職務にある者については中級の運賃、十級以下の職務にある者については下級の運賃

ハ 最上級の運賃を二に区分する船舶による旅行の場合には、内閣総理大臣等についてはその階級内の上級の運賃、その他の者については下級の運賃

第三十五條第二項を同條第三項とし、同條第三項を同條第四項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 第三十二條第四号の規定により渡合料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第二の定額の十分の七に相当する額による。

第三十九條第二項中「外国に赴任又は出張」を「本邦から外国に出張又は赴任」に改め、同條に次の一項を加える。

3 外国に赴任の者が他の外国に出張又は赴任を命ぜられた場合において支給する支度料の額は、第一項の規定にかかわらず、出張地又は新在動地の存する地域について定められた支度料の定額から、前に受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

(旅行雑費)

第三十九條の二 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

第四十一條を次のように改める。
(旅行手当)

第四十一條 第六條第一項に掲げる旅費に代え旅行手当を支給する旅行は、捕鯨監督又は漁業監視のための旅行その他旅行先の特別の事情に因り別表第二の定額による旅費を支給することを適当でないとして認めて大蔵大臣が指定する旅行とする。

2 旅行手当の額、支給条件及び支給方法は、そのつど各庁の長が大蔵大臣に協議して定める。但し、その額は、当該旅行の性質に応じ、第六條第一項に掲げる旅費の額についてこの法律で定める基準をこえることができない。

第三章中第四十五條の次に次の一條を加える。

(休暇帰国の旅費)
 第四十五條の二 第三條第二項第八号の規定により支給する旅費は、職員の出動地と本邦における所屬

庁所在地間の往復について出張の例に準じて計算した旅費とする。
 2 前項の場合において、職員が当該休暇帰国に際し、扶養親族を随

伴するときは、第三十八條第二項の規定に準じて計算した旅費(着後手当及び支度料に相当する部分を除く)に相当する額を前項の旅

費に加算して支給する。
 附則第四項から附則第七項までを削り、附則第八項を附則第四項とし、以下附則第十項までを四項す

つ繰り上げ、附則第十一項を削る。
 別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一 内国旅行の旅費

一 車賃、日当、宿泊料及び食卓料

区	分	車賃(一キロメートルにつき)	日当(一日につき)	宿泊料(一夜につき)			食卓料(一夜につき)
				甲地	乙地	地方	
内閣総理大臣及び最高裁判所長官	内閣総理大臣及び最高裁判所	八円八〇銭	四〇〇円	二、〇七〇円	一、六五〇円	四〇〇円	四〇〇円
	その他の者	八円	三六〇円	一、八八〇円	一、五〇〇円	三六〇円	三六〇円
大臣等	十五級の職務にある者	七円二〇銭	三三〇円	一、六九〇円	一、三五〇円	三三〇円	三三〇円
	十三級及び十四級の職務にある者	六円四〇銭	二九〇円	一、五〇〇円	一、二〇〇円	二九〇円	二九〇円
十一級及び十二級の職務にある者	十一級及び十二級の職務にある者	五円六〇銭	二五〇円	一、三三〇円	一、〇五〇円	二五〇円	二五〇円
	九級及び十級の職務にある者	四円八〇銭	二二〇円	一、一三〇円	九〇〇円	二二〇円	二二〇円
八級の職務にある者	八級の職務にある者	四円四〇銭	二〇〇円	一、〇三〇円	八三〇円	二〇〇円	二〇〇円
	七級以下の職務にある者	四円	一八〇円	九四〇円	七五〇円	一八〇円	一八〇円

備考

宿泊料の項中甲地方とは、一般職の職員の給與に関する法律第十二條の規定により最高の割合による勤務地手当を支給される地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

二 移転料

区	分	鉄道五十キロメートル未満		鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満		鉄道三百キロメートル以上五百キロメートル未満		鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満		鉄道千キロメートル以上千五百キロメートル未満		鉄道千五百キロメートル以上二キロメートル未満		鉄道二千キロメートル以上	
		甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙
内閣総理大臣及び最高裁判所長官	内閣総理大臣及び最高裁判所	一八、〇四〇円	二〇、四六〇円	二五、三〇〇円	二八、一六〇円	四〇、〇四〇円	五二、一四〇円	六三、八〇〇円	八〇、九六〇円	八〇、九六〇円	八〇、九六〇円	八〇、九六〇円	八〇、九六〇円	八〇、九六〇円	八〇、九六〇円
	その他の者	一六、四〇〇円	一八、六〇〇円	二三、〇〇〇円	二五、六〇〇円	三六、四〇〇円	四七、四〇〇円	五八、〇〇〇円	七三、六〇〇円	七三、六〇〇円	七三、六〇〇円	七三、六〇〇円	七三、六〇〇円	七三、六〇〇円	七三、六〇〇円

昭和二十七年四月四日 参議院會議録第二十八号 補助貨幣損傷等取締法臨時特例案外二件

五〇六

十五級の職務にある者	一四、七六〇円	一六、七四〇円	二〇、七〇〇円	二二、〇四〇円	三三、七六〇円	四二、六六〇円	五二、二〇〇円	六六、二四〇円
十三級及び十四級の職務にある者	一三、二二〇円	一四、八八〇円	一八、四〇〇円	二〇、四八〇円	二九、二二〇円	三七、九二〇円	四六、四〇〇円	五八、八八〇円
十一級及び十二級の職務にある者	一一、四八〇円	一二、〇二〇円	一六、一〇〇円	一七、九二〇円	二五、四八〇円	三三、一八〇円	四〇、六〇〇円	五一、五二〇円
九級及び十級の職務にある者	九、八四〇円	一一、一六〇円	一二、八〇〇円	一五、三六〇円	二二、八四〇円	二八、四四〇円	三四、八〇〇円	四四、一六〇円
八級の職務にある者	九、〇二〇円	一〇、三三〇円	一二、六五〇円	一四、〇八〇円	二〇、〇二〇円	二六、〇七〇円	三一、九〇〇円	四〇、四八〇円
七級以下の職務にある者	八、二〇〇円	九、三〇〇円	一一、五〇〇円	一二、八〇〇円	一八、二〇〇円	二三、七〇〇円	二九、〇〇〇円	三六、八〇〇円

備考

路程の計算については、水路一キロメートル、陸路四分の一キロメートルをもつてそれぞれ鉄道一キロメートルとみなす。

別表第二 外国旅行の旅費

一日当、宿泊料及び食卓料

区	分	日 当 (一日につき)		宿 泊 料 (一夜につき)		食卓料 (一夜につき)
		甲 地 方	乙 地 方	甲 地 方	乙 地 方	
内閣総理 官及び特命全權大使	内閣総理大臣、最高裁判所長	四、三二〇円	三、四六〇円	一一、九六〇円	一〇、三七〇円	三、九六〇円
	その他の者	二、七〇〇円	二、一六〇円	八、一〇〇円	六、四八〇円	三、六〇〇円
	十五級の職務にある者	二、一六〇円	一、七三〇円	六、四八〇円	五、一八〇円	二、八八〇円
	十三級及び十四級の職務にある者	一、七六〇円	一、四〇〇円	五、二七〇円	四、二一〇円	二、三四〇円
	十一級及び十二級の職務にある者	一、五五〇円	一、二四〇円	四、六六〇円	三、七三〇円	二、〇七〇円
	九級及び十級の職務にある者	一、三三〇円	一、〇八〇円	四、〇五〇円	三、二四〇円	一、八〇〇円
	八級の職務にある者	一、二二〇円	九七〇円	三、六五〇円	二、九二〇円	一、六二〇円
	七級以下の職務にある者	一、〇八〇円	八六〇円	三、二四〇円	二、五九〇円	一、四四〇円

備考

一 乙地方とは、朝鮮、台湾、沖縄及び大蔵省令で定める地域をいい、甲地方とは、乙地方以外の地域(本邦を除く。)をいう。

二 船舶又は航空機による旅行(出発又は到着の日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、乙地方につき定める定額とする。

二 移 転 料

内閣総 理大臣 等	区分		支 度		料 方		死 亡 手 当	
	特命全權大使	その他の者	甲 地	乙 地	甲 地	乙 地	甲 地	乙 地
十五級の職務にある者	三三、二〇〇円	三三、〇〇〇円	四六、二〇〇円	六三、八〇〇円	八三、六〇〇円	一〇五、六〇〇円	一一九、八〇〇円	一一九、八〇〇円
	二五、六〇〇円	二五、〇〇〇円	三三、六〇〇円	四六、四〇〇円	六〇、八〇〇円	七六、八〇〇円	九四、四〇〇円	九四、四〇〇円
十三級及び十四級の職務にある者	二〇、八〇〇円	二〇、〇〇〇円	二七、三〇〇円	三七、七〇〇円	四九、四〇〇円	六二、四〇〇円	七六、七〇〇円	七六、七〇〇円
	一八、四〇〇円	一八、〇〇〇円	二四、一五〇円	三三、三五〇円	四三、七〇〇円	五五、二〇〇円	六七、八五〇円	六七、八五〇円
十一級及び十二級の職務にある者	一六、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円	五九、〇〇〇円
	一六、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円	五九、〇〇〇円

備 考

路程の計算については、水路一キロメートル、陸路四分の一キロメートルをもつてそれぞれ鉄道一キロメートルとみなす。

三 支度料及び死亡手当

内閣総 理大臣 等	区分		支 度		料 方		死 亡 手 当	
	特命全權大使	その他の者	甲 地	乙 地	甲 地	乙 地	甲 地	乙 地
十五級の職務にある者	一〇七、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円	一三六、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	二〇七、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	三〇七、〇〇〇円	三〇七、〇〇〇円
	八二、〇〇〇円	八二、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円	一三六、〇〇〇円	一六七、〇〇〇円	二〇七、〇〇〇円	二四七、〇〇〇円	二四七、〇〇〇円
十三級及び十四級の職務にある者	七〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	八七、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	一三六、〇〇〇円	一六七、〇〇〇円	二〇七、〇〇〇円	二〇七、〇〇〇円
	五五、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	八七、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	一三六、〇〇〇円	一六七、〇〇〇円	一六七、〇〇〇円
十一級及び十二級の職務にある者	六二、〇〇〇円	六二、〇〇〇円	七六、〇〇〇円	九四、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	一三六、〇〇〇円	一六七、〇〇〇円	一六七、〇〇〇円
	六二、〇〇〇円	六二、〇〇〇円	七六、〇〇〇円	九四、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	一三六、〇〇〇円	一六七、〇〇〇円	一六七、〇〇〇円

昭和二十七年四月四日、参議院会議録第二十八号、補助賃金増額等取締法律臨時特例案外二件

九級及び十級の職務にある者	三,000円	三,500円	三,000円	二,000円	三,000円	三,000円	三,000円	三,000円	三,000円
八級の職務にある者	三,000円	三,500円	三,000円	二,000円	三,000円	三,000円	三,000円	三,000円	三,000円
七級以下の職務にある者	三,000円	三,500円	三,000円	二,000円	三,000円	三,000円	三,000円	三,000円	三,000円

備考

一 地域区分は、日当及び宿泊料について定める地域区分に同じ。
 二 死亡手当については、船舶による旅行中に死亡した場合には、乙地方において死亡したものとみなし、航空機による旅行中に死亡した場合には、目的地の存する地域において死亡したものとみなす。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日以後の旅行から適用する。
 2 昭和二十七年三月三十一日以前に出発した旅行に対する移動料及び支度料(扶養親族移動料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)の額については、なお、従前の例による。

〔平沼彌太郎君登壇、拍手〕

○平沼彌太郎君 只今上程されました補助貨物等取締法臨時特例案の大減委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。
 本案は小野義夫君外七名の発議による議員提出法案であります。御承知のごとく、一円以下の補助貨物については、取引上実際に使用される割合も少く、而非鉄金属類に混同して誤まつて溶解される場合がしばしば起りやすいので、今回その損傷取締につき、補助貨物等取締法の特例を設け、罰則の適用を当分の間排除しようとするものであります。本案は、質疑の後、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。
 本案の主な点を申し上げますと、第一は、国家公務員共済組合の保健給付について、療養費の現金拂いは組合が必ず認められた場合に限りできることとし、医療機関の不当請求の防止のため、これらに対する検査の規定を設けようとするものであります。第二は、葬費手当及び埋葬料の最低額をそれぞれ四百円及び六千円に増額すると共に、給付期間経過後の傷病手当金の支給を打ち切ることにしようとするものであります。このほか、組合員の組合に対する支拂金に関する規定等、所要の改正をしようとするものであります。
 本案は、質疑の後、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。
 次に国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。
 国家公務員等の旅費定額は昭和二十五年四月に定められたものであり、その後の経済事情の変化と外交再開の場合を考慮して、内国旅費の基本定額を一五〇乃至二〇〇引上げ、割増額を含む定額で表示することとし、外国旅費の基本定額を各種の名目で支給されて

改正する法律案について御報告申し上げます。
 本案の主な点を申し上げますと、第一は、内国旅行の場合と権衡をとつて決定し、外国旅行の場合の鉄道賃、船賃、支度料等の支給条件等の規定を整備しようとするものであります。
 本案は、質疑の後、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。
 右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三本治朗君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。
 先ず補助貨物等取締法臨時特例案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
 〔賛成者起立〕
 ○副議長(三本治朗君) 過半数と認められます。よつて本案は可決せられました。
 次に、国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案、以上両案全部の問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。
 〔賛成者起立〕
 ○副議長(三本治朗君) 過半数と認め

おりますものを整備し、割増については内国旅行の場合と権衡をとつて決定し、外国旅行の場合の鉄道賃、船賃、支度料等の支給条件等の規定を整備しようとするものであります。
 本案は、質疑の後、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。
 右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三本治朗君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。
 先ず補助貨物等取締法臨時特例案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
 〔賛成者起立〕
 ○副議長(三本治朗君) 過半数と認められます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三本治朗君) 次に、国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案、以上両案全部の問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。
 〔賛成者起立〕
 ○副議長(三本治朗君) 過半数と認め

ます。よつて両案は可決せられました。
 ○副議長(三本治朗君) 日程第四、夏時刻法を廃止する法律案(衆議院提出)を議題といたします。
 先ず委員長のご報告を求めます。労働委員長中村正雄君。

〔審査報告書は都合により第三十三号末尾に掲載〕
 夏時刻法を廃止する法律案
 右の本院提出案をここに送付する。
 昭和二十七年三月二十八日
 衆議院議長 林 譲治
 参議院議長 佐藤尚武殿

夏時刻法を廃止する法律案
 夏時刻法(昭和二十三年法律第二十九号)は、廃止する。
 附則
 この法律は、公布の日から施行する。

〔中村正雄君登壇、拍手〕
 ○中村正雄君 只今議題となりました夏時刻法を廃止する法律案につきまして、委員会におきます審議の経過並びに結果を御報告いたします。
 夏時刻法は、国民生活において、日

光を十分に利用する習性を養い、以て国民保健の増進に寄與すること、及び電力石炭等の重要資源の節約に資すること等を目的にいたしまして、昭和二十三年以来実施されて参つたものであります。施行以来四十年の実績を顧みますと、制定当時の目的を達成するよりも、むしろ労働者、農民及び家庭の主婦等の過労の原因となり、却つて能率を低下させる虞れがある等、国民生活の実情に副わぬ不便な点の多いことが明らかになつて参りましたので、この法律を廃止しようとするものであります。

委員会におきましては、提案者の説明を求め、質疑討論を省略いたしました。直ちに採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。
 以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三本治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。
 〔賛成者起立〕
 ○副議長(三本治朗君) 総員起立と認められます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(三本治朗君) 総員起立と認められます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日経第五、十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(衆議院提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

〔審査報告書は都合により第三十三号末尾に掲載〕

十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年四月三日

衆議院議長 林 讓治

参議院議長 佐藤尚武殿

十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

法

(この法律の目的)

第一條 この法律は、漁業者又は水産業協同組合が昭和二十七年三月の十勝沖地震によつてその所有する漁船、漁具、水産動植物の養殖施設又は政令で定める漁業共同利用施設(以下「漁業施設」といふ。)によつて受けた損害の復旧を円滑にするため、政府が当該復旧に要する資金の融通について損失補償及び利子補給を行うことを目的とする。

(損失補償及び利子補給)

第二條 政府は、農林中央金庫その他政令で定める金融機関(以下「融資機関」といふ。)が十勝沖地震によつて漁業施設に損害を受けた漁業者若しくは水産業協同組合でその復旧のために融資を受けようとするもの又はその者の加入する水産業協同組合でその者につきその漁業施設の復旧のために融資しようとするものに対して融資をするときは、政令の定めるところにより、当該融資をすることによつて受けた損失を補償し、且つ、当該融資につき利子の補給をする旨の契約を当該融資機関と結ぶことができる。

2 前項の規定により政府と融資機関が契約を結ぶことができる融資額は、この法律施行の日から昭和二十八年三月三十一日までになされ、且つ、その償還期限が昭和三十三年三月三十一日以前のものに限る。

3 政府が第一項の規定による契約を結ぶことができる融資の総額は、六億円を限度とする。

(損失の基準及び損失補償限度)

第三條 前條第一項の損失とは、融資元本の償還期限到来後一年の範囲内で政令で定める期間を経過してなお元本又は利子(政令で定める遅延利子を含む。)の全部又は一部について回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額をいふ。

2 前條第一項の規定による契約に基いて政府が行う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとに、当該融資機関のした同條同項の融資(以下「融資」といふ。)の総額の百分の三十に相当する金額とする。

(利子補給の基準)

第四條 第二條第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子は、政令の定めるところにより、融資機関がした融資の融資残高に對し年四分の割合で計算した金額とする。

(利率)

第五條 第二條第一項の規定による契約を結んだ融資機関のする融資の利率は、当該融資機関が通常それと同種類の貸付を行う場合に定める利率を年四分引き下げた利率で当該契約の条件とされたものをこえてはならない。

(水産業協同組合が組合員又は役員に對してする貸付)

第六條 水産業協同組合がその組合員又は会員の漁業施設の復旧のために融資機関から融資を受けた資金をその組合員又は役員に貸し付ける場合の利率は、当該融資機関から受けた当該融資の利率をこえてはならない。

(債権の保全及び回収)

第七條 融資機関は、第二條第一項の規定による契約に基いてした融資についてこの法律の規定による損失補償を受けた後、当該融資に係る債権を善良な管理者の注意をもつて保有し、且つ、回収に努めなければならない。

2 前項の場合において融資機関は、当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けないう損失のてん補に充當し、なお残額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を政府に納付しなければならない。

(法令等の違反に對する措置)

第八條 政府は、融資機関がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は第二條第一項の規定による契約に違反したときは、当該融資機関のした融資について、補給すべき利子の全部若しくは一部について補給をせず、補給すべき損失の全部若しくは一部について補償をせず、又は既にした利子の補給若しくは損失の補償の全部若しくは一部の返還を命ずることが出来る。

(施行規定)

第九條 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

金額に達するまでの金額を政府に納付しなければならない。

(法令等の違反に對する措置)

第八條 政府は、融資機関がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は第二條第一項の規定による契約に違反したときは、当該融資機関のした融資について、補給すべき利子の全部若しくは一部について補給をせず、補給すべき損失の全部若しくは一部について補償をせず、又は既にした利子の補給若しくは損失の補償の全部若しくは一部の返還を命ずることが出来る。

(施行規定)

第九條 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔木下辰雄君登壇、拍手〕

○木下辰雄君 只今上程されました十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず提案の理由を簡単に申し上げます。去る三月四日、北海道及び東北地方を襲いました十勝沖地震は、その震源が北海道の釧路東方七十キロの海底であつた關係もありまして、北海道としては曾つてない大地震でありました。又この地震により津浪を惹起いたしまして、北海道釧路地方及び東北地方沿岸の各地においては、波の高さ三メートルにも達する津浪が数度に亘つて来襲したのであります。なお、この津浪は、北海道におきましては流水時に際合しておりましたので、この流水を伴つて来襲したために、その威力を倍加し、被害は誠に大きかつたのであります。特に水産関係におきましては、漁船、漁具、養殖施設その他漁業施設がどうもつた損害は甚大なものがあつたのであります。而も雪融けと共に本格的なる漁期を控えて、出漁準備を整えておりましたその直前において、この災害をこうむつたのであります。かような次第でありますので、これが復旧対策につきましては真に緊急を要するものがあります。それで、先般制定されました昨年十月のルース台風による災害の復旧に對する法律と同様の措置をとりました。漁民の受けた損害の復旧を容易にする必要があるというのが、この法案提出の理由であります。

次に本法案の内容を御説明申し上げます。第一点は、政府は、農林中央金庫等の融資機関が、十勝沖地震によつて漁業施設に損害を受けた漁業者若しくは水産業協同組合でその復旧のために融資を受けようとする者又はその者の加入する水産業協同組合に對してその漁業施設の復旧のために融資をするときは、その融資をすることによつて受けた損失を補償し、且つ利子の補給をする旨の契約をその融資機関と結ぶことができることを規定しております。第二点は、この規定によつて政府が融資機関と契約を結ぶことができる融資の額は、六億円を限度としたし、且つその融資は昭和二十八年三月三十一日までになされたものに限るのであります。

〔木下辰雄君登壇、拍手〕

○木下辰雄君 只今上程されました十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず提案の理由を簡単に申し上げます。去る三月四日、北海道及び東北地方を襲いました十勝沖地震は、その震源が北海道の釧路東方七十キロの海底であつた關係もありまして、北海道としては曾つてない大地震でありました。又この地震により津浪を惹起いたしまして、北海道釧路地方及び東北地方沿岸の各地においては、波の高さ三メートルにも達する津浪が数度に亘つて来襲したのであります。なお、この津浪は、北海道におきましては流水時に際合しておりましたので、この流水を伴つて来襲したために、その威力を倍加し、被害は誠に大きかつたのであります。特に水産関係におきましては、漁船、漁具、養殖施設その他漁業施設がどうもつた損害は甚大なものがあつたのであります。而も雪融けと共に本格的なる漁期を控えて、出漁準備を整えておりましたその直前において、この災害をこうむつたのであります。かような次第でありますので、これが復旧対策につきましては真に緊急を要するものがあります。それで、先般制定されました昨年十月のルース台風による災害の復旧に對する法律と同様の措置をとりました。漁民の受けた損害の復旧を容易にする必要があるというのが、この法案提出の理由であります。

次に本法案の内容を御説明申し上げます。第一点は、政府は、農林中央金庫等の融資機関が、十勝沖地震によつて漁業施設に損害を受けた漁業者若しくは水産業協同組合でその復旧のために融資を受けようとする者又はその者の加入する水産業協同組合に對してその漁業施設の復旧のために融資をするときは、その融資をすることによつて受けた損失を補償し、且つ利子の補給をする旨の契約をその融資機関と結ぶことができることを規定しております。第二点は、この規定によつて政府が融資機関と契約を結ぶことができる融資の額は、六億円を限度としたし、且つその融資は昭和二十八年三月三十一日までになされたものに限るのであります。

〔木下辰雄君登壇、拍手〕

○木下辰雄君 只今上程されました十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず提案の理由を簡単に申し上げます。去る三月四日、北海道及び東北地方を襲いました十勝沖地震は、その震源が北海道の釧路東方七十キロの海底であつた關係もありまして、北海道としては曾つてない大地震でありました。又この地震により津浪を惹起いたしまして、北海道釧路地方及び東北地方沿岸の各地においては、波の高さ三メートルにも達する津浪が数度に亘つて来襲したのであります。なお、この津浪は、北海道におきましては流水時に際合しておりましたので、この流水を伴つて来襲したために、その威力を倍加し、被害は誠に大きかつたのであります。特に水産関係におきましては、漁船、漁具、養殖施設その他漁業施設がどうもつた損害は甚大なものがあつたのであります。而も雪融けと共に本格的なる漁期を控えて、出漁準備を整えておりましたその直前において、この災害をこうむつたのであります。かような次第でありますので、これが復旧対策につきましては真に緊急を要するものがあります。それで、先般制定されました昨年十月のルース台風による災害の復旧に對する法律と同様の措置をとりました。漁民の受けた損害の復旧を容易にする必要があるというのが、この法案提出の理由であります。

次に本法案の内容を御説明申し上げます。第一点は、政府は、農林中央金庫等の融資機関が、十勝沖地震によつて漁業施設に損害を受けた漁業者若しくは水産業協同組合でその復旧のために融資を受けようとする者又はその者の加入する水産業協同組合に對してその漁業施設の復旧のために融資をするときは、その融資をすることによつて受けた損失を補償し、且つ利子の補給をする旨の契約をその融資機関と結ぶことができることを規定しております。第二点は、この規定によつて政府が融資機関と契約を結ぶことができる融資の額は、六億円を限度としたし、且つその融資は昭和二十八年三月三十一日までになされたものに限るのであります。

〔木下辰雄君登壇、拍手〕

○木下辰雄君 只今上程されました十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず提案の理由を簡単に申し上げます。去る三月四日、北海道及び東北地方を襲いました十勝沖地震は、その震源が北海道の釧路東方七十キロの海底であつた關係もありまして、北海道としては曾つてない大地震でありました。又この地震により津浪を惹起いたしまして、北海道釧路地方及び東北地方沿岸の各地においては、波の高さ三メートルにも達する津浪が数度に亘つて来襲したのであります。なお、この津浪は、北海道におきましては流水時に際合しておりましたので、この流水を伴つて来襲したために、その威力を倍加し、被害は誠に大きかつたのであります。特に水産関係におきましては、漁船、漁具、養殖施設その他漁業施設がどうもつた損害は甚大なものがあつたのであります。而も雪融けと共に本格的なる漁期を控えて、出漁準備を整えておりましたその直前において、この災害をこうむつたのであります。かような次第でありますので、これが復旧対策につきましては真に緊急を要するものがあります。それで、先般制定されました昨年十月のルース台風による災害の復旧に對する法律と同様の措置をとりました。漁民の受けた損害の復旧を容易にする必要があるというのが、この法案提出の理由であります。

次に本法案の内容を御説明申し上げます。第一点は、政府は、農林中央金庫等の融資機関が、十勝沖地震によつて漁業施設に損害を受けた漁業者若しくは水産業協同組合でその復旧のために融資を受けようとする者又はその者の加入する水産業協同組合に對してその漁業施設の復旧のために融資をするときは、その融資をすることによつて受けた損失を補償し、且つ利子の補給をする旨の契約をその融資機関と結ぶことができることを規定しております。第二点は、この規定によつて政府が融資機関と契約を結ぶことができる融資の額は、六億円を限度としたし、且つその融資は昭和二十八年三月三十一日までになされたものに限るのであります。

昭和二十七年四月四日 参議院會議録第二十八号 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する法律案

す。第三点は、この規定に基いて政府が行う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとにその融資機関がなした融資総額の三割に相当する金額でありま

う意味で賛成である。又一方、ルース台風及び今回の地震災害については単独立法が行われたが、それ以前のアイ

委員会におきましては、先般本院より顧問並びに災害の現地調査のため派遣

【賛成者起立】
○副議長(三木治朗君) 総員起立と認め

等につき質疑応答を行いました。その詳細は速記録によつて御承知を願ひたい

○副議長(三木治朗君) 日程第六、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に

と存じます。かくて質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、千田委員より、「今般の十勝沖地震については、参議院に

提出、衆議院送付)を議題といたしま

おいて現地調査の結果、その被害は甚だしきものがあり、特に零細漁民のこうむ

先ず委員長に報告を求めます。法務委員長小野義夫君。

つた甚大な被害に對し、その復旧を助けるために、この法案が衆議院から

【審査報告書は都合により第三十三号末尾に掲載】

提案されたことは誠に結構である。併し北海道及び東北地方の現地の要望

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律案

は、本法案に規定されている融資額六億円より遙かに多いのであるが、漁民

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

の要望の一端に於て、これによつて速かに漁民が立ち上ることができるとい

よつて国会法第八十三條により送付する。

す。

昭和二十七年二月五日 衆議院議長 林 義治 参議院議長 佐藤尚武殿

御承知の通り、昭和二十年九月我が国の降伏後における事態に即応して、

1 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件(昭和二十年勅令第五百四十二号。以下「勅令第五百四十二号」といふ)は、廃止する。

た。その詳細は會議録に譲りまして、討論におきましては、伊藤委員より、「講和によつて我が国は真に独立する

2 勅令第五百四十二号に基く命令は、別に法律で廃止又は存続に関する措置がなされない場合においては、この法律施行の日から起算して百八十日間を限り、法律としての効力を有するものとする。

た。その詳細は會議録に譲りまして、討論におきましては、伊藤委員より、「講和によつて我が国は真に独立する

3 この法律は、勅令第五百四十二号に基く命令により法律若しくは命令を廃止し、又はこれらの一部を改正した効果に影響を及ぼすものではない。

た。その詳細は會議録に譲りまして、討論におきましては、伊藤委員より、「講和によつて我が国は真に独立する

附則
1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

た。その詳細は會議録に譲りまして、討論におきましては、伊藤委員より、「講和によつて我が国は真に独立する

2 この法律施行のための経過的規定その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

た。その詳細は會議録に譲りまして、討論におきましては、伊藤委員より、「講和によつて我が国は真に独立する

【小野義夫君發議(拍手)】
○小野義夫君 只今上程のボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律案について、委員会

た。その詳細は會議録に譲りまして、討論におきましては、伊藤委員より、「講和によつて我が国は真に独立する

の審議の経過及び結果を御報告いたします。

た。その詳細は會議録に譲りまして、討論におきましては、伊藤委員より、「講和によつて我が国は真に独立する

御承知の通り、昭和二十年九月我が国の降伏後における事態に即応して、連合国最高司令官の要求に係る事項を実施するため、政府が特に必要ある場合は、命令を以て所要の定めをなし、及び必要な罰則を設けることができ

た。その詳細は會議録に譲りまして、討論におきましては、伊藤委員より、「講和によつて我が国は真に独立する

この勅令に基いて、この勅令に基いて発せられた委任命令、いわゆるボツダム命令はこの六年間に相当多数に上つており、現在なお百四十数件が効力を有してあります。今般平和條約の調印に伴い、その効力を目前にして、この勅令第五百四十二号及びこれに基いて制定されたボツダム諸命令を処理する必要があるのであります。そこで、先ず勅令第五百四十二号は、占領の終止によつて当然の必要がなくなりま

た。その詳細は會議録に譲りまして、討論におきましては、伊藤委員より、「講和によつて我が国は真に独立する

すので、これを廃止することとしたとして、これに基いて制定されたボツダム命令につきましては、その内容の如何によつて、そのまま存続の必要があるものはこれを存置し、その必要がないものはこれを廃止するよう、各府各省別に取りまとめ、別に法律で定めることといたしました。このいづれの措置をもとらないもの、即ち全面的改正を要するものは、平和條約の最初の効力発生の日から百八十日間を限つてなお法律としての効力を有するものとし、その間に單獨法案として立法することにしたいたしました、というのが本法案の要旨でございます。

た。その詳細は會議録に譲りまして、討論におきましては、伊藤委員より、「講和によつて我が国は真に独立する

本委員会におきましては慎重に審議をいたし、専ら伊藤委員及び羽仁委員より熱心なる質疑応答が行われまし

た。その詳細は會議録に譲りまして、討論におきましては、伊藤委員より、「講和によつて我が国は真に独立する

た。その詳細は會議録に譲りまして、討論におきましては、伊藤委員より、「講和によつて我が国は真に独立する

た。その詳細は會議録に譲りまして、討論におきましては、伊藤委員より、「講和によつて我が国は真に独立する

た。その詳細は會議録に譲りまして、討論におきましては、伊藤委員より、「講和によつて我が国は真に独立する

た。その詳細は會議録に譲りまして、討論におきましては、伊藤委員より、「講和によつて我が国は真に独立する

た。その詳細は會議録に譲りまして、討論におきましては、伊藤委員より、「講和によつて我が国は真に独立する

以上報告いたします。(拍手)
○副議長(三木治朗君) 本案に対し討論の通告がござります。発言を許します。須藤五郎君。

〔須藤五郎君登壇〕

○須藤五郎君 私は日本共産党を代表して只今議題となりました法案に対し反対をするものであります。

そも、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件、即ち勅令五百四十二号は、封建的、中世紀的偏見を基礎にした旧憲法の醜き私生児ともいふべき緊急勅令であり、その結果、買弁化した反動政府に対して広汎な委任立法を許し、ために甚だしく国民の権利を蹂躪したものであります。又新憲法第九十八條の精神からいいたしましても明らかに違憲であり無効の勅令であります。この不法なる勅令五百四十二号に基き多数のポツダム政令なるものが生れ、ために国民の受けたる苦痛、取りわけ勤勞階級のこむむつた犠牲は甚大なるものであります。例えは政令二百一十号により公務員は争議権を奪われ、団体等規正令は、言論、結社等に對し重大なる抑圧を加え、出入国管理令は他民族に對し非道なる彈圧を加え、又政令三百二十五号により、幾多の新聞、機關紙、刊行物は発禁の処分を受け、且つ又幾方の愛国者は逮捕投獄されたのであります。更に又食糧確保臨時措置令は農民を今日の窮状に追い込み、警察予備隊令は国民の代表機關たる国会を無視し、外国の傭兵たる日本軍軍備の基礎を作つたのであります。(ノーノ)と呼ぶ者あり(旧憲法の残骸たる勅令第五百四十二号の罪状は実に測り知れないものがあります。ポツダム宣言の精神は平和と独立と民主主義を我々に要求しておるにもかかわらず、その受諾に伴い発する命令に關する件、即ち本勅令が、およそその精神と反対の方向に運営されたといふことは、何たる皮肉でありましょうか。全くポツダム宣言の鬼兒とも言うべきものであります。かくのごとき勅令は占領制度が終ると同時に失効するものだと国民は理解しておるのであります。が、本法案は第一條において勅令五百四十二号を廢止すると明言しながら、第二條以下において巧みに正反対のことを規定しておるのであります。即ち第二條において、親法たる五百四十二号は廢されても、その子法たるポツダム諸政令は生き残つておることを前提とし、別に法律を以て廢止又は存続に關する措置をすることを規定しておるのであります。又その措置のなされない部分は百八十八日間法律として有効だといふ規定になつております。これは全く國民をベテンにかけるものであり、その廢止存続の區別選択を政府の一方的なる判断に任せ、少数の買弁者を擁護し、國民大衆に對しては依然として抑圧と彈圧を続けようとするものであります。(そんなことはないよ)と呼ぶ者あり)

欺瞞的な方法により、百數十のポツダム政令の題目だけを並べ、十把一からげにして、これは存続、これは廢止と至極簡単に片付けておられます。これでは國民の批判と判断の余裕を與えず、國民がこの法案の重要性に氣付く頃には、確固たる占領制度の實質的な継続と強化の態勢を整えておこうというのが本法案であります。我々日本共産党はかかるベテン師的法案には賛成することはできないのであります。

○副議長(三木治朗君) これにて討論の通告者は終了いたしました。討論は結局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 日程第七、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く文部省關係諸命令の措置に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。文部委員長梅原眞隆君。

〔審査報告書は都合により第三十三号末尾に掲載〕
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く文部省關係諸命令の措置に關する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十七年二月二十八日
衆議院議長 林 謙治
參議院議長 佐藤尚武殿
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く文部省關係諸命令の措置に關する法律案
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く文部省關係諸命令の措置に關する法律案
〔將來存続すべき命令〕
第一條 左に掲げる命令及び命令の規定は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。
一 学校施設の確保に關する政令(昭和二十四年政令第二十四号)
二 明治三十九年法律第二十四号官國幣社經費に關する法律廢止等の件(昭和二十一年勅令第七十一号)附則第三項
第三條 左に掲げる命令は、廢止する。
一 外国人に移転された著作権の登録及び保護に關する政令(昭和二十四年政令第二百七十二号)
二 國民学校等において使用する教科用圖書の提出に關する件(昭和二十一年文部省令第八号)
三 外國映画の調査等に關する省令(昭和二十一年内務省令第三十一号)
四 外國人の著作權の調査に關する省令(昭和二十二年内務省令第四号)

五 連合國人の著作權の使用についての調査に關する省令(昭和二十二年内務省令第七号)
〔廢止した命令に關する経過規定〕
第三條 この法律施行の際、旧外國人に移転された著作權の登録及び保護に關する政令第四條の規定により著作權移転の登録を申請する義務が発生している場合において、まだ同條の登録の申請をしていないときその登録については、なお従前の例による。
第四條 前條に定める場合を除く外、この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

〔梅原眞隆君登壇、拍手〕

○梅原眞隆君 只今議題となりましたポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く文部省關係諸命令の措置に關する法律案につきまして、文部委員會の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、ポツダム命令のうち、文部省が主として処理すべきものにつきまして、その存続又は廢止の措置を講じようとしたものであります。委員會議におきましては、これらの措置に對しまして格別に異議はなく、質疑終了、討論におきましては、矢嶋委員から、本案によれば、学校施設確保に關する政令は將來も存続すべきことになつてゐるが、政府当局は參議院が去る三月十九日全會一致で可決した教育施設

昭和二十七年四月四日 參議院會議録第二十八号 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く文部省關係諸命令の措置に關する法律案

昭和二十七年四月四日

參議院會議録第二十八号

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く文部省關係諸命令の措置に關する法律案

昭和二十七年四月四日 参議院會議録第二十八号 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律案外一件

昭保に関する決議の趣旨に則つてこの政令の運営に當りよう要望して、本案に賛成の意見を述べられ、結局本案は原案通り全会一致を以て可決されました。

以上を以て御報告いたします。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日程第八、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律案、日程第九、商品取引所法の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。通商産業委員長竹中七郎君。

〔審査報告書は都合により第三十三号末尾に掲載〕

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。 昭和二十七年二月二十三日 衆議院議長 林 護治 参議院議長 佐藤尚武殿

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律案

第一條 連合国人工業所有権後措置令(昭和二十四年政令第三百九号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項、第十六條の二、第十八條の二第一項、第十八條の三及び第十八條の四中「連合国最高司令官の指示に従い」を削る。

第二條 ドイツ人工業所有権特別措置令(昭和二十五年政令第四号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項第四号並びに第四條第一項及び第二項中「連合国最高司令官の指示に基き」を削る。

第三條 連合国人商標後措置令(昭和二十五年政令第九号)の一部を次のように改正する。

第十八條の二、第二十一條第一項及び第二十二條中「連合国最高司令官の指示に従い」を削る。

第四條 前二條に規定する命令及び左に掲げる命令の規定は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。

(将校存続すべき命令) 第四條 前二條に規定する命令及び左に掲げる命令の規定は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。

一 兵役法廃止等に関する件(昭和二十年勅令第六百三十四号) 附則第三項

二 重要産業団体令を廃止する等の勅令(昭和二十一年勅令第四百四十六号) 附則第三項及び第四項

三 輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令を廃止する政令(昭和二十六年政令第二百四十一号) 附則第二項

四 輸出貨物製造等に関する件を廃止する省令(昭和二十二年商工省令第三十七号) 附則第三項

五 昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム宣言」受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク生糸等数量報告等ニ関スル件及び昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク生糸ノ譲渡等ニ関スル件を廃止する省令(昭和二十二年商工省令、農林省令第七号) 附則第二項

六 真珠又は真珠製品の取引の禁止等に関する件を廃止する省令(昭和二十三年商工省令第四十五号) 附則第二項

七 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特許権の処分制限等に関する件を

廃止する省令(昭和二十五年通商産業省令第五十五号) 附則第二項

(命令の廃止) 第五條 左に掲げる命令は、廃止する。

一 連合国人の特許発明等の実施状況調査に関する勅令(昭和二十二年勅令第三十六号)

二 重要物資在庫緊急調査令(昭和二十三年政令第六十五号)

三 特定標準の使用の禁止等に関する政令(昭和二十四年政令第三百二十九号)

四 財閥標準の使用の禁止等に関する政令(昭和二十五年政令第八号)

五 工業関係会社の事業報告書に関する件(昭和二十年農林省令、商工省令第一号)

六 昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク生ゴム、ニッケル地金、錫地金又ハアンチモニー地金ノ調査報告ニ関スル件(昭和二十一年商工省令第十号)

七 昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件に基く絹織物及び絹メリヤス生地の検査及び蒐荷に関する件(昭和二十一年商工省令第十七号)

八 鉛の調査報告に関する件(昭和二十一年商工省令第二十四号)

九 化学肥料の緊急増産に関する件(昭和二十一年商工省令第二十六号)

十 バイブ類臨時措置規則(昭和二十一年商工省令第四十九号) (廃止した命令に関する経過規定) 第六條 この法律の施行前日特定標準の使用の禁止等に関する政令第二條の規定に違反してした登録については、この法律の施行後も、なお従前の同令第三條の例による。

第七條 この法律の施行前日財閥標準の使用の禁止等に関する政令第五條の規定に違反してした登録については、この法律の施行後も、なお従前の同令第六條の例による。

第八條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第九條 前三條に定めるものを除く外、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第三十三号末尾に掲載〕

商品取引所法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。 昭和二十七年三月二十九日 衆議院議長 林 護治 参議院議長 佐藤尚武殿

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律

商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項に次の一号を加える。

七 会員又は商品仲買人の数の最高限度を設定したときは、その最高限度

第十五條第一項第一号中「所在の場所」の下に、会員若しくは商品仲買人の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度を加える。

第十九條第二項第二号中「会員となつた日」を「会員となつた日以前三十日以内の日」、同項第二号中「届出日前」を「届出日以前」に改める。

第二十條第一項中及び第四号を「若しくは第四号」に、「変更しようとするとき」を「変更し、又は会員若しくは商品仲買人の数の最高限度を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき」に改め、同條第二項に次の一号を加える。

四 変更の申請が会員又は商品仲買人の数の最高限度の設定、変更又は廃止に係るときは、その設定、変更又は廃止の理由を記載した書面

第二十五條の次に次の一條を加える。

(会員の数)
第二十五條の二 取引所は、その定款をもつて、会員の数の最高限度を設定することができる。

第四十條中「その者の商品市場に

おける売買取引の停止若しくは制限を命じ、」を「当該取引所の上場商品の全部若しくは一部について商品市場における売買取引を停止し、若しくは制限し、」に改める。

第四十二條の次に次の一條を加える。

(商品仲買人の数)
第四十二條の二 取引所は、その定款をもつて、商品仲買人の数の最高限度を設定することができる。

第四十四條第一項中第四号及び第五号をそれぞれ第五号及び第六号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第二号の支店その他の従たる営業所又は事務所それぞれ商品市場における売買取引の委託を受ける商品

第四十四條第二項を次のように改める。
2 取引所は、前項の登録申請書を受理したときは、遅滞なく、定款で定めるところにより、登録申請者が商品仲買人として当該商品市場において売買取引することについて承認をすかどうかを決定し、その決定の内容を記載した書面を添付して、その登録申請書を主務大臣に送付しなければならない。

第四十七條第二項中「前項に規定する」を「当該商品の商品市場における売買取引の委託を受けるものとして第四十五條第一項の規定による登録がある」に改める。

第四十八條第一項第四号の次に次の一号を加える。

五 登録申請者が商品仲買人とし

て当該商品市場において売買取引することについて取引所が承認をしないとき。

第四十九條第一項中「第四十四條第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる事項について変更があつたとき」を「第四十四條第一項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更したとき」に、同條第二項但書中「第四十四條第一項第二号」を「第四十四條第一項第二号又は第四号」に、同條第三項中「第四十四條第一項第三号に掲げる事項」を「第四十四條第一項第三号に掲げる事項中その者が商品仲買人として商品市場において売買取引する商品」に、同條第四項中「第四十四條第二項」を「第四十五條、第四十六條第二項」を「第四十四條第二項(前項の規定による変更の申請がその者が商品仲買人として商品市場において売買取引する商品の追加に係る場合に限り)」、第四十五條に、「第十五條第二項、第四十四條第二項、第四十五條第二項及び前條第一項第四号」を「第十五條第二項、第四十五條第二項及び前條第一項第四号及び第五号」に、「第四十五條第一項」を「第四十四條第二項中「登録申請書」とあるのは、登録変更申請書」と、「登録申請書」とあるのは「登録変更申請書」と、第四十五條第一項に改める。

第五十條を次のように改める。

(登録の変更と仲買保証金)
第五十條 商品仲買人は、商品市場において売買取引する商品を追加入し、新たに商品市場における売買取引の委託を取り扱う支店その他

の従たる営業所若しくは事務所を設置し、又は商品市場における売買取引の委託を取り扱う支店その他の従たる営業所若しくは事務所を商品市場における売買取引の委託を受ける商品を追加する場合において、主務大臣からこれに関する登録変更をした旨の通知を受けたときは、取引所の定款で定めるところにより、取引所に対し、当該商品又は営業所若しくは事務所についての仲買保証金を預託しなければならない。

2 商品仲買人は、前項の仲買保証金を預託した後でなければ、当該商品について、又は当該支店その他の従たる営業所若しくは事務所を商品市場における売買取引の委託を受けてはならない。

第五十一條第一項中「その旨を主務大臣に届け出なければならない。」を「その旨の届出書をその者の所属し、又は所屬していた取引所を經由して、主務大臣に提出しなければならない。」に、同項第三号中「商品市場」を「すべての商品市場」に、同項第二項中「その旨を主務大臣に届け出なければならない。」を「その旨の届出書を当該商品仲買人の所屬していた取引所を經由して、主務大臣に提出しなければならない。」に改める。

第七十二條第一項中「又は仲買保証金」を「仲買保証金又は特別担保金」に改める。

第八十四條の次に次の一條を加える。

(特別担保金)
第八十四條の二 取引所は、定款で定めるところにより、会員をし

て、当該会員が商品市場において売買取引する商品ごとに特別担保金を預託させることができる。

2 会員は、商品市場における売買取引に基く債務の不履行に因る債権に關し、前條第一項の規定により同項に規定する会員信託金、仲買保証金及び売買証金金について弁済を受け、なお不足があるときは、当該売買取引の相手方たる会員の当該商品市場において売買取引する商品についての特別担保金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。

3 会員は、前項の規定により同項の特別担保金について弁済を受け、なお不足があるときは、他の会員の当該商品市場において売買取引する商品についての特別担保金について、その特別担保金の額に應じて、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。但し、その不足する額のうち、その不足する額に、その会員の当該商品市場についての特別担保金の額と同項に規定する売買取引の相手方たる会員以外の会員の当該商品についての特別担保金の総額との割合を乗じて得た額を控除した残額の範囲内に限る。

4 前項の規定による弁済があつたときは、同項に規定する他の会員は、第二項に規定する売買取引の相手方たる会員に対し、求償権を有する。

第九十一條第一項中(法人である場合には、その役員)の下に「及び自己の使用人であつてその所屬する取引所の定款で定める資格を有し、

取引所の定款で定める資格を有し、

昭和二十七年四月四日 参議院會議録第二十八号 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く通商産業省關係諸命令の措置に關する法律案外一件

昭和二十七年四月四日 参議院會議録第二十八号 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する法律案

且つ、その定款で定める登録を受け
たもの」を加える。
第百二十條第一項中「決済を将来
において行い売買取引により商品の
価格を急激に又は不合理に変動させ
る過激な投機を防止することによつ
て、」を「取引所又は会員の行為がこ
の法律、この法律に基づく政令、この
法律に基づく省令若しくはこの法律に
基いてする主務大臣の処分又は当該
取引所の定款、業務規程若しくは受
託契約準則に違反し、又は違反する
虞がある場合において、」に改める。
第百二十一條第一項中「決済を將
来において行い売買取引により商品
の価格を急激に又は不合理に変動さ
せる過激な投機を防止することによ
つて、」を削る。
第百四十二條を次のように改め
る。

「証換金の代用証券のうち、上場さ
れぬ銀行株や地方株及び金融債券など
は認められぬか」との間に對しまし
て、政府側よりは、「割引興業債券な
どは支障ないと思うが、今後できるだ
け差控したい」という答弁がありま
した。又「特別担保金は免税にならぬ
か」との問いに對しまして、「積立金と
なっている間は、免税を考えている」
との答弁などがありました。詳細は
速記録に譲りたく存じます。

討論に際しましては、境野議員よ
り、証換金の代用証券の範囲を拡大す
ること及び特別担保金の免税措置を講
ずることを條件としたしまして賛成意
見が述べられ、採決に入りましたとこ
ろ、全会一致を以ちまして本改正法案
は原案通り可決すべきものと決定いた
しました。

右御報告申上げます。(拍手)
○副議長(三木治朗君) 別に御発言も
なければ、これより両案の採決をいた
します。両案全部を問題に供します。
両案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○副議長(三木治朗君) 総員起立と認
めます。よつて両案は全会一致を以て
可決せられました。

（会長及び委員の手当等）
第百四十二條 会長及び委員は、別
に法律で定めるところにより、手
当及び旅費を受けるものとする。

次に、本委員会の審議におきます
質疑の主なるものとしたしましては、

○副議長(三木治朗君) 日程第十、ポ
ツダム宣言の受諾に伴い発する命令に
関する件に基く経済安定本部関係諸命
令の措置に関する法律案(内閣提出、
参議院送付)を議題といたします。
先ず委員長の御報告を求めます。経
済安定委員長佐々木良作君。

〔審査報告書は都合により第三十
三号末尾に掲載〕
ポツダム宣言の受諾に伴い発する
命令に関する件に基く経済安定本
部関係諸命令の措置に関する法律
案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。
よつて国会法第八十三條により送付
する。
昭和二十七年二月二十八日
参議院議長 林 謙治
参議院議員 佐藤尚武殿

1 この法律は、公布の日から施行
する。
2 この法律の施行前にした行為に
對する罰則の適用については、な
お従前の例による。

○竹中七郎君登壇、拍手)
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令
に関する件に基く通商産業省関係諸命
令の措置に関する法律案について、通
商産業委員会におきます審議の経過
並びに結果を御報告いたします。
本法律案は、平和條約の発効に伴い

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認
めます。よつて両案は全会一致を以て
可決せられました。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する
命令に関する件に基く経済安
定本部関係諸命令の措置に関す
る法律
案
ポツダム宣言の受諾に伴い発す
る命令に関する件に基く経済安
定本部関係諸命令の措置に関す
る法律
案
ポツダム宣言の受諾に伴い発する
命令に関する件に基く経済安定本
部関係諸命令の措置に関する法律
案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。
よつて国会法第八十三條により送付
する。
昭和二十七年二月二十八日
参議院議長 林 謙治
参議院議員 佐藤尚武殿

（会長及び委員の手当等）
第百四十二條 会長及び委員は、別
に法律で定めるところにより、手
当及び旅費を受けるものとする。

○副議長(三木治朗君) 別に御発言も
なければ、これより両案の採決をいた
します。両案全部を問題に供します。
両案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○副議長(三木治朗君) 総員起立と認
めます。よつて両案は全会一致を以て
可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日程第十、ポ
ツダム宣言の受諾に伴い発する命令に
関する件に基く経済安定本部関係諸命
令の措置に関する法律案(内閣提出、
参議院送付)を議題といたします。
先ず委員長の御報告を求めます。経
済安定委員長佐々木良作君。

〔審査報告書は都合により第三十
三号末尾に掲載〕
ポツダム宣言の受諾に伴い発する
命令に関する件に基く経済安定本
部関係諸命令の措置に関する法律
案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。
よつて国会法第八十三條により送付
する。
昭和二十七年二月二十八日
参議院議長 林 謙治
参議院議員 佐藤尚武殿

1 この法律は、公布の日から施行
する。
2 この法律の施行前にした行為に
對する罰則の適用については、な
お従前の例による。

○竹中七郎君登壇、拍手)
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令
に関する件に基く通商産業省関係諸命
令の措置に関する法律案について、通
商産業委員会におきます審議の経過
並びに結果を御報告いたします。
本法律案は、平和條約の発効に伴い

○副議長(三木治朗君) 別に御発言も
なければ、これより両案の採決をいた
します。両案全部を問題に供します。
両案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○副議長(三木治朗君) 総員起立と認
めます。よつて両案は全会一致を以て
可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日程第十、ポ
ツダム宣言の受諾に伴い発する命令に
関する件に基く経済安定本部関係諸命
令の措置に関する法律案(内閣提出、
参議院送付)を議題といたします。
先ず委員長の御報告を求めます。経
済安定委員長佐々木良作君。

の二の規定により外資委員会の指定する外国人に改め、「日本人をして」日本人又は第二十三條の二の規定により外資委員会の指定する外国人をして」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を削る。

第六條第四号中「社債の取得」を削り、同條第五号を削り、同條第六号中「連合国の占領期間中において」を「昭和二十年九月二日以後」に改め、同号を同條第五号とし、同條第七号を同條第六号とし、同條第八号中「(会社その他の団体の株式若しくは持分又は利益に対する権利に係る場合は、当該会社その他の団体の財産)」を削り、同号を同條第七号とし、同條第九号を削り、同條第十号中「連合国占領軍の責に帰すべき」を削り、同号を同條第八号とする。

第七條中「日本人」を「日本人又は第二十三條の二の規定により外資委員会の指定する外国人」に改める。

第九條中「日本人又は日本国の政府若しくは地方公共団体」を「日本人、日本国の政府若しくは地方公共団体又は第二十三條の二の規定により外資委員会の指定する外国人」に改め、同條第一号中「第三條第一項第二号」を「第三條第一項第一号」に改め、同條第二号中「又は第二号」を削る。

第十九條第一項中「その取得が会社その他の団体の株式若しくは持分又は利益に対する権利に係る場合は、当該会社その他の団体の財産」を削る。

持分又は利益に対する権利に係る場合は、当該会社その他の団体の財産」を削る。

第二十條第一号中「で、外資委員会の認可を受けないで、同項に掲げる財産を取得し」を削る。本則中第二十三條の次に次の一條を加える。

第二十三條の二 この政令の規定(第七條及びこれに係る罰則の規定を除く。)は、外資委員会の指定する外国人については適用しない。

(外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令の一部改正)

第二條 外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令(昭和二十四年政令第三百一十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項を削り、同條第四項中又は第二項を「又は前項」に改め、同項を同條第三項とする。

第八條第三号中「連合国占領軍の責に帰すべき」を削る。

第八條の二第一項及び第二項中「第七條第四項」を「第七條第三項」に改める。

(命令の改正に伴う経過措置)

第三條 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(将来に統制すべき命令)

第四條 第一條及び第二條に規定する命令並びに左に掲げる命令は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。

物価統制令(昭和二十一年勅令第四百十八号)

地代家賃統制令(昭和二十一年勅令第四百四十三号)

附則

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

〔佐々木良作君登壇、拍手〕

○佐々木良作君 只今議題となりましたボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く経済安定本部關係諸命令の措置に関する法律案の経過と結果を御報告申し上げます。

経済安定本部關係のボツダム命令は次の四つであります。即ち物価統制令、地代家賃統制令、外国人の財産取得に関する政令、外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令、以上四つでありまして、この法案は、他の各省關係のボツダム命令と同じく、講和発効と共にこれらの命令に存続或いは改正の措置を講じようとするものでありまして、簡単にその内容を御説明いたしますと、物価令、地代家賃統制令は、内容を不変のまま当分法律としての効力を持たしめる。それから外国人の財産取得に関する政令及び外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令は、一部を改正しまして、法律として存続せしめるといふことであります。併しながら他省の關係のボツダム命令の措置法と違ひまして、あとの外国人の財産權關係の二政令は、講和に伴う單なる形式的な改正ではなくて、平和條約第十二條の規定、これは條約発効後四年間、又はそれまでに通商航海條約が締結されまじと、その締結までは、條約批准国の國民に

對し、日本における各種の権利について内國民待遇又は最惠國待遇を與える規定であります。この趣旨に基きまして、日本と正常な外交關係を回復した國は、條約批准國は勿論、中立國その他を含めまして、その國民に對してこの政令の適用を除外して、日本における財産權の取得について内國民待遇を與える措置をとることとなつております。従いまして本法案に關しましては六回に亘りまして熱心且つ綿密な審議を行ひまして、この二政令所管の外資委員會のほかに、外務省、法務府等に對し、平和條約の公式的な解釈や、いわゆる相互主義の適用上の問題、更に微妙な問題を残しておりましたところの朝鮮、中国、沖繩等の人々の国籍及びこれらの人々に内國民待遇を與えるかどうかというやうな問題について質疑を行なつたのであります。

この結果明らかとなりました重要な二、三の点を簡単に拾つて御報告に附加いたしますと、第一に、外国人の財産取得權につきましては、我が國と正常な外交關係を回復した國に對しては内國民待遇を與える方針だ。第二番目に、従いまして相互主義の原則を貫き得ないこともあるかも知れませんが、諸外國の日本人に與える待遇の調査ができるようになりまじと、それに應じて外國人土地法等を發動して相互主義となるよう努力をせよといふこと。第三番目に、この調査ができるまでは、平和條約に違反しないために、この外國人の財産取得に関する政令の適用を除外される外國人については差當り制限を加えないこととする。更に第四点といはしましては、又

この措置をとるに當りまして最も厄介な問題は、中国本土に国籍を持つ人々を台湾人と同様に取り扱うかどうか、又南北朝鮮人を結果的に差別するような状態が出るかどうか、沖繩人はどうなるかというやうな点でありまして、これについては、在日中國人の国籍は日華交渉によつてその扱ひ方が決定されることとなつてゐること、それから沖繩人は日本国籍を保有するのであるから一応問題はなけれども、沖繩には日本の法律が施行されなために、これから起ることを予想される困難は、日本と沖繩に駐留するアメリカ軍との交渉によつて、沖繩において同様の法律が制定されることによつて解決された、このやうなことであります。更に又朝鮮人につきましては、平和條約の発効により朝鮮の獨立が認められる結果、大韓民國政府の定めるところによりまして韓国籍を取得することとなるのであります。在日朝鮮人の中には積極的に韓国籍を取得する手続をとらない者が相當あるやうな噂もあり、予想されるのであります。出入國管理令及び外國人登録法におきましては便法を講じて、長く本邦に居住する善良な朝鮮人はこの手続をとらなくとも實質的に韓国籍を取得する者と差別をしないようにする方針である。この法案によつて問題となる財産取得については、現在進行中の日韓條約交渉とも若干関連するが、同じく差別なく内國民待遇を與えるようにしたし氣持であり、外國人の財産取得に關する政令による指定の手続を目下研究して善処したいといふのであります。

以上が政府の見解でありまして、審議の間において明らかとなつた点であ

昭和二十七年四月四日 参議院會議録第二十八号 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く経済安定本部關係諸命令の措置に関する法律案

昭和二十七年四月四日 参議院會議録第二十八号

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する法律案外 一件

ります。更に閣議いたしました通商航海條約の締結につきましても種々質疑応答があつたのであります。その結果、戦前、日本は世界主要國の殆んどすべてと通商航海條約を結んでおつたのでありますけれども、これらはいずれも古いものでありまして、戦後の新しい國際情勢には適応しないので、その更改が予想されていること、それから目下日米通商航海條約の予備交渉が行われているが、引続き日本と關係深い國或いは日本に差別制限を與えている國等と早急に同條約を締結して行く方針であること、更に、その場合、日本が貿易、關稅、海運その他の事業活動において、相手國と差別措置を受けることのないようにするといふ点が明らかになつたわけでありませう。

一方、物価統制令、地代家賃統制令につきましても、両令の制定當時と情勢の著しく變つた点、又内容的に見まして実情に合はず、兩令が守られていない規定を含んでおるといふことなどからいたしまして、この二勅令を存続せしめる必要があるかどうかといふことが論議されたのであります。政府の見解といたしましては、物価統制も地代家賃統制も共に漸次その範圍を縮小して来たので、いま暫らく暫定的にこの二勅令を存続すれば遠からず二勅令とも廢止できるので、今回はこのまま手を着けずに置きたいといふことでありました。なおこれに関連しまして、目下問題となつております地代家賃の値上げ問題等につきましても、質疑応答を行いました。速記録に内容は譲りたいと思ひます。

かくて討論におきましては須藤委員から反対の意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。右御報告申上げます。(拍手)

○副議長(三本治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(三本治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三本治朗君) 日程第十一、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く總理府本府及び地方自治庁關係諸命令の廢止に関する法律案、日程第十二、統計法及び教育委員

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員理事山田佐一君。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員理事山田佐一君。
〔審査報告書は都合により第三十三号末尾に掲載〕

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く總理府本府及び地方自治庁關係諸命令の廢止に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十七年三月二十五日
参議院議長 林 讓治
参議院議長 佐藤尚武殿

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く總理府本府及び地方自治庁關係諸命令の廢止に関する法律案
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く總理府本府及び地方自治庁關係諸命令の廢止に関する法律

第一條 左に掲げる命令は、廢止する。
(命令の廢止)
一 地方団体の吏員等連合國最高司令官の命令に基き退職したるべき退職料等を受くる資格又は権利の喪失等に関する件(昭和二十一年勅令第八十一号)

二 工場事業場、研究機關等の事業報告書等に関する件(昭和二十年勅令、文部省令、農林省令、商工省令、運輸省令第一号)

三 「科学技術者経歴調査書提出に関する件(昭和二十二年總理府令、内務省令、大藏省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、通信省令第一号)」(経過規定)
第二條 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則
この法律は、日本國との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第三十三号末尾に掲載〕

統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十七年三月二十五日
参議院議長 林 讓治
参議院議長 佐藤尚武殿

統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案
第一條 統計法(昭和二十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項及び第三項、第十條第六項、第十二條第二項並びに第十八條中「地方公共団体の長」の下に「又は教育委員会」を加える。
第五條第一項、第六條の二第一号、第七條第三項、第八條第三項及び第十二條第一項中「又は地方公共団体の長」を、「地方公共団体の長又は教育委員会」に改める。
第二條 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第五十五條の次に次の一條を加える。

第五十五條の二 教育委員会が國の機關として処理する行政事務については、地方自治法第五十條の規定を準用する。但し、「普通地方公共団体の長」とあるのは、「教育委員会」と、「都道府県知事」とあるのは、「都道府県委員会」と読み替へるものとする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔山田佐一君登壇、拍手〕
○山田佐一君 只今議題となりましたポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く總理府本府及び地方自治庁關係諸命令の廢止に関する法律案について、内閣委員会における審議の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

先ず本法律案の提案理由及び内容について概略御説明を申し上げます。本法律案は二つの事柄を内容としたしております。第一点は、「地方団体・吏員等連合國最高司令官ノ命令ニ基キ退職シタルトキノ退職料等ヲ受クルノ資格又ハ権利ノ喪失等ニ関スル件」と題する昭和二十一年勅令第八十一号を、平和條約の最初の発効の日以後廢止しようといふのであります。元來この勅令第八十一号は、昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件」に基いて、昭和二十一年勅令第六十八号を以て制定されましたところの「恩給法ノ特別ニ關スル件」の第七條及び第八條の規定に對照して制定せられたものであります。即ちこの第七條及び第八條と申しますのは、「恩給ヲ受クル者又ハ受クベキ者連合國最高司令官ニ依リ扣留又ハ逮捕セラレタルトキハ其ノ間恩給ノ支給ハ之ヲ差止め又ハ恩給ヲ受クルノ権利ハ之ヲ裁定セズ」といふ規定、及び「公務員若ハ公務員ニ準ズベキ者又ハ此等ノ者ノ遺族連合國最高司令官

るの、都道府県委員会」と読み替へるものとする。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

ニ依り抑留又ハ逮捕セラレ有罪ノ判決確定シタルトキハ抑留又ハ逮捕ノ時ヨリ恩給ヲ受クルノ資格又ハ権利ヲ失フ。公務員又ハ公務員ニ準ズベキ者連合國最高司令官ノ命令ニ基キ退職シタルトキハ恩給ヲ受クルノ資格又ハ権利ヲ失フ」という規定をいうのであります。而して公務員等にして恩給法ノ適用を受くる者についてのかくのごとき規定に対応いたしました。地方公共団体の吏員、管理者若しくは役員、或いは吏員、管理者若しくは役員であつた者、又はこれらの者の遺族の当該地方公共団体から受ける退職料、退職給與金等についても、右と同様の取扱をいたさんとす。趣旨の下に、昭和二十一年勅令第八十一号が昭和二十年勅令第五百四十二号「ボツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件」に基いて制定せられ、昭和二十年十一月二十四日から適用されることとなつたわけであり。併しながら、同勅令実施後、地方公共団体の吏員等で同令の適用の対象となつた者は殆んどなく、又「恩給法ノ特例ニ関スル件」の第七條、第八條の規定は、平和條約の効力発生の日から削除する趣旨の下に、別途法律案が提出されることとなつてゐるので、同勅令も平和條約の最初の発効の日以後存続させる必要はないといふのがこの勅令廃止の理由であります。

研究機関等ノ事業報告書等ニ関スル件」と題する各関係省庁の共同命令及び「科学技術者経歴調査書提出ニ関スル件」に題する各関係省庁の共同命令を、それら平和條約の最初の発効の日以後廃止しようといふのであります。前者即ち「工場、事業場、研究機関等ノ事業報告書等ニ関スル件」と題する各関係省庁の共同命令は、各研究機関等の規模、研究内容等について、各研究機関から定期的に報告書を主務大臣に提出せしめて、これを総司令部に提出したものであります。又、後者即ち「科学技術者経歴調査書提出ニ関スル件」と題する各関係省庁の共同命令は、科学技術者の経歴調査書を、この命令に規定する範囲において、昭和二十二年七月十日までに主務大臣に提出せしめ、これを総司令部に提出したものであります。昭和二十二年における科学技術者登録とも考えられるものであります。而して、この二つの命令に基き報告書の総司令部への提出は、現在一応完了してあるのであります。政府においては、その提出資料によつて、全国研究機関通覧、研究題目集及び科学技術者名簿等を作成し、科学技術振興の基礎資料として活用しておるのであります。而してこれらの資料は極めて重要且つ必要なものと考えられるから、その整備の必要上、報告書の提出は今後も継続させるつもりであるけれども、そのためには別に法律によることを要しないと考へるので、以上の二つの共同命令は平和條約の発効と共に廃止することとしたといふのであります。以上がこの法律案提出の理由であります。

内閣委員会は、予備審査と合せて二回委員会を開きまして、本法律案を慎重に審査いたしました。地方団体ノ吏員等連合國最高司令官ノ命令ニ基キ退職シタルトキノ退職料等ヲ受クルノ資格又ハ権利ノ喪失ニ関スル件」と題する昭和二十一年勅令第八十一号並びに「工場事業場、研究機関等ノ事業報告書等ニ関スル件」と題する各関係省庁の共同命令及び「科学技術者経歴調査書提出ニ関スル件」と題する各関係省庁の共同命令は、いずれも平和條約の発効後におきましては、これを存続させる必要がないことが明らかであります。討論を省略し、採決をいたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと議決せられました。

(拍手)

次に只今議題となりました統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本法律案は、現行の統計法及び教育委員会法に所要の改正を加へまして、国の指定統計調査事務の一部を教育委員会に委任することができるといふこととしておるのであります。これは、本年新たに文部省が指定統計として産業教育調査を実施するに当りまして、その調査の事務を教育委員会に委任せんとするものであり、この調査のために

すでに昭和二十七年年度予算において千三百余万円が計上されてゐるのであります。なお、この調査は、先に施行せられました産業教育振興法の運用を的確ならしめることを目的とするものであります。調査の内容がかなり複雑であり、且つ専門的に亘りまするので、実際調査を行います上に相対注意を要する点があり、従来の教育委員会における事務の実績に徴しまして、この調査の事務はこれを特に統計委員会に委任したいといふことであり。なお本法案の附則において、「この法律は、公布の日から施行する。」とされているのであります。

内閣委員会におきましては、前後二回委員会を開きまして、慎重に審議をいたしました結果、討論を省略し、採決いたしましたところ、全会一致を以て本法律案はこれを可決すべきものと議決した次第であります。

以上御報告申上げる次第であります。

(拍手)

先ずボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基き總理府本府及び地方自治庁關係諸命令の廢止に關する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(三木治朗君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 次に統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日程第十三、在外公館の名称及び位置を定める法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。外務委員会理事徳川頼貞君。

(審査報告書は都合により第三十三号末尾に掲載)

在外公館の名称及び位置を定める法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月三十一日

衆議院議長 林 讓治
参議院議長 佐藤尚武殿

在外公館の名称及び位置を定める法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律

在外公館の名称及び位置は、左のとおりとする。

昭和二十七年四月四日 参議院會議録第二十八号 在外公館の名称及び位置を定める法律案

五一八

名	称	位	置
在アメリカ合衆国日本国大使館	在カナダ日本国大使館	在メキシコ日本国大使館	在ブラジル日本国大使館
在アルゼンティン日本国大使館	在大韓民国日本国大使館	在フィリピン日本国大使館	在オーストラリア日本国大使館
在インドネシア日本国大使館	在タイ日本国大使館	在ビルマ日本国大使館	在インド日本国大使館
在パキスタン日本国大使館	在トルコ日本国大使館	在ドイツ日本国大使館	在オランダ日本国大使館
在ベルギー日本国大使館	在フランス日本国大使館	在イタリア日本国大使館	在スペイン日本国大使館
在連合王国日本国大使館	在下ドミニカ日本国大使館	在ペルー日本国大使館	在チリ日本国大使館
在ウルグアイ日本国大使館	在ニュー・ジブラント日本国大使館	在ヴェネツィア日本国大使館	在ラオス日本国大使館

在カンボディア日本国公使館	在セイロン日本国公使館	在エジプト日本国公使館	在ニュー・ギニア日本国公使館
在スウェーデン日本国公使館	在ノールウェー日本国公使館	在デンマーク日本国公使館	在アイスランド日本国公使館
在ヴァチカン日本国公使館	在ポルトガル日本国公使館	在南アフリカ連邦日本国公使館	在ニュー・ヨーク日本国総領事館
在シカゴ日本国総領事館	在サンフランシスコ日本国総領事館	在ロスアンゼルス日本国総領事館	在ホノルル日本国総領事館
在サンパウロ日本国総領事館	在香港日本国総領事館	在シンガポール日本国総領事館	在カルカタ日本国総領事館
在ボンベイ日本国総領事館	在ジュネーブ日本国総領事館	在ニュー・オーリンズ日本国領事館	在シアトル日本国領事館
在ポートランド日本国領事館	在ヴァンクーヴァー日本国領事館	在釜山日本国領事館	在ストラバヤ日本国領事館

附則

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。但し、同條約の署名国のうち同日において同條約がその国に關し効力を生じていない国及び同條約の署名国でない国に設置される在外公館

に關する部分については、政令で定める日から施行する。

〔徳川頼貞君尊像 拍手〕

○徳川頼貞君 只今議題となりました在外公館の名称及び位置を定める法律案につき、外務委員会における審議の

経過と結果を御報告申し上げます。

御承知のように、平和條約の効力が発生いたしますと、我が国と關係国の間に正常な外交が開始されるのでありまして、そのために設置される在外公館の名称と位置を定めるのがこの法律案でございます。

政府の説明によりますと、政府はこれらのもではなく、我が国との間に平和關係を回復した国について順次設置するものであります。例えは平和條約の最初の効力発生の日においては、その時に條約を批准している国に設置される在外公館のみが、取りあえず設置され、その他の国については政令

で隨時効力を生じさせる仕組であるのであります。又在外公館の長は必ずしも各館に必ず一人ずつ置くものではなく、隣接国の長に兼任させる等の措置も講ずるとの趣意であります。

外務委員会は四月三日、本案を審議いたしましたのであります。政府側と委員との間に熱心なる質疑応答が行われました。詳細は議事録に譲らせて頂きます。次いで討論を経て採決の結果、多数を以て原案の通り可決いたしました次第でございます。

以上御報告申上げます。(拍手)
○副議長(三本治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】
○副議長(三本治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。これにて午後一時半まで休憩いたします。

午後零時二十一分休憩
午後三時十九分開議
○副議長(三本治朗君) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。

この際お諮りいたします。法務委員長から、檢察及び裁判の運営等に関する実情調査のため、大阪府及び兵庫県に伊藤修君、岡部常君を、兵庫県に左藤義詮君を、本月中七日間、外務委員長から、安全保障條約締結に伴う駐留地を实地調査のため、京都府、広島県及び長崎県に團伊能君、平林太一君、大隈信幸君を、本月五日から十五日までのうち七日間、厚生委員長から、国立病院の地方移管に關し病院の

医療及び施設等の実情調査のため、山梨県、長野県及び新潟県に井上なつる君、藤森貞治君、松原一彦君を、滋賀県、京都府、奈良県及び和歌山県に中山壽彦君、大谷豊潤君、山下義信君を、兵庫県、広島県及び山口県に谷口弥三郎君、梅津錦一君を、本月十五日から本月末日までのうち七日間の日程を以て、それ〴〵派遣いたしたい旨の要求書が提出されております。各委員長の要求通りこれら十四名の議員を派遣することに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】
○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつて各委員長要求の通り議員を派遣することに決しました。

○副議長(三本治朗君) 参事に報告させます。
【参事朗読】
本日委員長から在の報告書を提出しました。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く連合國財産及びドイツ財産關係諸命令の措置に關する法律案修正議決報告書

教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案可決報告書
公営住宅法第六條の規定に基き、承認を求めめるの件議決報告書
特殊土じよ、地帯災害防除及び振興臨時措置法案可決報告書

○副議長(三本治朗君) この際、日程を追加して、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く連合國財産及びドイツ財産關係諸命令の措置に關する法律案(内閣提出、衆議院送

付)を議題とすることに御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長報告を求めます。大蔵委員長平沼彌太郎君。

【審査報告書は都合により第三十三号末尾に掲載】
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く連合國財産及びドイツ財産關係諸命令の措置に關する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十七年三月二十八日
衆議院議長 林 護治
参議院議長 佐藤武敏

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く連合國財産及びドイツ財産關係諸命令の措置に關する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く連合國財産及びドイツ財産關係諸命令の措置に關する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く連合國財産及びドイツ財産關係諸命令の措置に關する法律案

要求を、日本國との平和條約第十五條及び第十七條の規定に改める。
第二條第二項各号を次のように改める。
一 日本國との平和條約第二十五條に規定する連合國(以下「連合國」という。)
二 連合國の公共団体又はこれに準ずるもの
三 連合國の國籍を有する者
四 連合國の法令に基き設立された法人その他の団体
五 前号に掲げるものを除く外、營利を目的とする法人その他の団体で前各号若しくは本号に掲げるものがその株式若しくは持分(当該法人その他の団体の役員が前各号又は本号に掲げるものの計算において有する株式又は持分を除く。)の全部を有するもの又は營利を目的としない法人その他の団体で前各号若しくは本号に掲げるものが支配するもの

第二條第三項各号を次のように改める。
一 旧敵産管理法施行令(昭和十六年勅令第四百七十九号)
第四條第一項に規定する敵産管理人(以下「旧敵産管理人」という。)が選任された際その管理に付せられた財産(旧捕獲審檢令(明治二十七年勅令第四百十九号)に基く捕獲審檢所又は高等捕獲審檢所の捕獲の檢定があつた財産(以下「捕獲の檢定があつた財産」と

いう。)を除く。)で、当該管理に付せられた時において連合國人等(前項第一号中「日本國との平和條約第二十五條に規定する連合國」とあるのを、日本國との平和條約の署名國及び同條約第二十六條に規定する國(日本國を除く。))と読み替えた場合において、同項各号に掲げるものに該当するものをいう。以下同じ。であつた者が当該時において有していたもの
二 前号に掲げる財産で旧外債償處理法(昭和十八年法律第六十号)第二條第一項の規定により借り換えられた外債償以外のもの(以下本号において「第一号財産」という。))から生じた天然果実又は第一号財産に起因して取得された財産のうち、当該第一号財産が旧敵産管理人の管理に付せられた時後生じ、又は取得されたもので、当該第一号財産をその時において有していた者(当該第一号財産がその時後包括承継の方法のみにより移転した場合において当該第一号財産を取得した者を含む。)が生じ、又は取得された時に取得したもの
三 前号に掲げる財産(以下本号において「第二号財産」という。))から生じた天然果実又は第二号財産に起因して取得された財産で、当該第二号財産が生じ、又は取得された時に当該第二号財産を取得した者

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く連合國財産及びドイツ財産關係諸命令の措置に關する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く連合國財産及びドイツ財産關係諸命令の措置に關する法律案

(当該第二号財産が包括承継の方法のみに因り移転した場合において当該第二号財産を取得した者を含む)が当該天然果実が生じた時又は当該第二号財産に起因して取得された財産が取得された時に取得したものである(本号中「前号に掲げる財産」又は「第二号財産」とあるのをそれぞれ「本号に掲げる財産」又は「本号財産」と読み替えた場合において該当するものを含む。)

四 捕獲の検定があつた財産のうち、捕獲検査所の検定の再審査に関する法律(昭和二十七年法律第 号)の規定により連合国人に所有権が回復されたもので主務大臣が指定するもの

五 第一号から第三号までに掲げるもの及び捕獲の検定があつた財産を除く外、昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月二日までの期間内のいづれかの時において本邦内にあり、且つ、主務大臣が第十二條第二項の規定による認定の請求に基き同期間内における政府又は日本人による不当な取扱に因り侵害されたと認定した財産のうち、その侵害があつた時において連合国人等であつた者が当該時において有していたもので主務大臣が指定するもの

六 日本銀行が管理する特殊財産管理勘定に属する資金

第二條第四項第一号中「返還請求権者に」を削り、同項第二号、第五号及び第八号を削り、同項第七号中「財産」の下に、及び第七條第二項第五号、第十七條第三項又は第十七條の二の規定による告示があつた財産を加え、同号を同項第二号とし、同項第三号を同項第九号とし、同項第四号中「第二十條第二項(同令第二十條の第十二項又は第三十二條第四項において準用する場合を含む。)」を「第十八條第四項、第十九條第一項若しくは第三十二條第三項」に改め、「通知」の下に「若しくは同令第三十二條第五項の規定による告示」を加え、同号を同項第三号とし、同項第六号を同項第十号とし、同項第四号から第八号までとして次のように加える。

四 旧敵産管理人が選任された際その管理に付せられた財産で第二項第一号中「日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国」とあるのを「日本国との平和條約の署名国及び同條約第二十六條に規定する国(日本国を除く。)」と読み替えた場合において、同項第五号に掲げるものに該当する法人で営利を目的とするもの(以下「連合国等支配法人」という)が当該管理に付せられた時に有していたもの及び前項第二号又は第三号に掲げる財産でこれらの財産が生じ、又は取得された時に連合国等

支配法人が取得したもののうち、当該法人の株式又は持分が連合国財産である株式の回復に関する政令第十八條第四項、第十九條第一項、第二十條の二第五項若しくは第六項若しくは第三十二條第三項の規定又は第十三條第一項第一号若しくは第五号若しくは同條第四項の規定により回復又は返還されたことに因り連合国人等が当該法人の経営を支配することとなつた時に当該法人が有していたもの

五 前項第一号から第三号までに掲げる財産である現金のうち、第八條第一項の規定により選任された管理人が管理していないもの及び日本銀行の特殊財産管理勘定に携い込まれたもの

六 日本銀行が管理する特殊財産管理勘定に属する資金の拂いもどし請求権

七 旧外債償還法による借換済外債償還の証券の一部の有効化等に関する法律(昭和二十六年法律第二百八十九号)第三條第一項又は第四條の規定により元金又は利子の支拂義務について有効なものとされた外債償又はその利札

八 土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)その他の法律により土地等を收用することができ公共の利益となる事業の用に供している土

地、建物その他の土地に定着する物件又はこれらのものに關する所有権以外の権利で主務大臣が指定するもの

第二條第五項を次のように改める。

5 第三項第一号から第三号まで及び第五号の規定の適用については、これらの号に掲げる財産である権利で時効の完成、権利を行使することができる期間の経過、権利の放棄又は混同に因り消滅したもののうち、その消滅の際本邦内にあつたものは、消滅せず、且つ、本邦内にあるものとみなし、これらの号に掲げる財産である外債償で旧外債償還法第二條第一項の規定により借り換えられたもののうち、当該借換に際しその証券につき穴あけ、記載事項のまつ消その他当該証券を無効とする行為がされたものは、消滅せず、且つ、本邦内にあるものとみなす。

第二條第六項中「第八号」を「第四号又は第五号」に改め、同條第八項及び第九項を削る。

第三條第一項中「前條第三項第五号から第七号までに掲げる財産を有する者及び」を削る。

第六條第一項を削り、同條第二項中「前項の場合を除く外」を削り、同項を同條第一項とし、同條第三項を同條第二項とする。

第七條第一項中「第二條第三項第五号から第七号までに掲げる財

産以外の」を削り、同條第四項第二号を削り、同項第三号中「第三号又は第四号」を「第二号又は第三号」に、「連合国人」を「者」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第八号」を「第五号」に改め、同項に第三号として次のように加える。

三 第二條第三項第四号に掲げる財産 当該財産について同号の捕獲の検定があつた時

第八條第四項中「第二條第三項第五号から第七号までに掲げる財産以外の」を削る。

第十二條を削り、第三章中第十二條の二の前に次の一條を加える。

(財産の現状の調査の請求の手續及び現状の通知)

第十二條 第七條第四項第一号から第三号までに掲げる財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者又はその者の包括承継人で連合国人であるものは、主務省令で定める手續により、主務大臣に対して、当該財産の現状の調査を請求することができる。

2 連合国人が昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月二日までの期間内における政府又は日本人による不当な取扱に因り財産が侵害され、且つ、当該財産が同期間内のいづれかの時において本邦内にあつたと認める場合において、当該財産をその侵害があつた時において有してい

地、建物その他の土地に定着する物件又はこれらのものに關する所有権以外の権利で主務大臣が指定するもの

第二條第五項を次のように改める。

5 第三項第一号から第三号まで及び第五号の規定の適用については、これらの号に掲げる財産である権利で時効の完成、権利を行使することができる期間の経過、権利の放棄又は混同に因り消滅したもののうち、その消滅の際本邦内にあつたものは、消滅せず、且つ、本邦内にあるものとみなし、これらの号に掲げる財産である外債償で旧外債償還法第二條第一項の規定により借り換えられたもののうち、当該借換に際しその証券につき穴あけ、記載事項のまつ消その他当該証券を無効とする行為がされたものは、消滅せず、且つ、本邦内にあるものとみなす。

第二條第六項中「第八号」を「第四号又は第五号」に改め、同條第八項及び第九項を削る。

第三條第一項中「前條第三項第五号から第七号までに掲げる財産を有する者及び」を削る。

第六條第一項を削り、同條第二項中「前項の場合を除く外」を削り、同項を同條第一項とし、同條第三項を同條第二項とする。

第七條第一項中「第二條第三項第五号から第七号までに掲げる財

た者がその時において連合国人等であり、且つ、当該連合国人が当該財産をその侵害があつた時において有していた者又はその者の包括承継人であるときは、当該連合国人は、主務省令で定める手続により、主務大臣に対して、当該侵害の認定及び当該財産の現状の調査を請求することができる。但し、当該財産が第二條第三項第一号から第三号までに掲げる財産又は捕獲の検定があつた財産であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定による第七條第四項第一号若しくは第二号に掲げる財産の現状の調査の請求又は前項の規定による侵害の認定及び財産の現状の調査の請求は、前二項の規定により当該請求をすることができるときは、第二條第二項第一号中「日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国」とあるのを「日本国との平和條約の最初の効力発生時において同條第二十五條に規定する連合国である国」に読み替へた場合において連合国人であるときは日本国との平和條約の最初の効力発生時から九月内に、その者がその時において同條第二十五條に規定する連合国でなかつた国がその時後同條に規定する連合国となつたことに因り連合国人となつたものであるときは、その国が同條に規定する連合国となつた時から九月内に、第一

一項の規定による第七條第四項第三号に掲げる財産の現状の調査の請求は、当該財産が第二條第三項第四号の規定により指定された時から九月内に、しなければならぬ。

4 第一項及び第二項の規定は、第二條第四項各号に掲げる財産、第十二條の二第一項、第二項又は第四項の規定により返還の請求がされた財産及び連合国財産である株式の回復に関する政令第四條第一項、第二項又は第四項の規定により回復の請求がされた株式については、適用しない。

5 主務大臣は、第一項の規定により同項に規定する者から財産の現状の調査を請求されたときは、書面をもつて、その者に対して当該財産の現状を通知しなければならぬ。

6 主務大臣は、第二項の規定により同項に規定する者から侵害の認定及び財産の現状の調査を請求されたときは、書面をもつて、その者に対して認定の結果を通知し、且つ、侵害があつたと認定したときは、当該財産の現状を通知しなければならぬ。

7 第一項、第二項、第五項又は前項の規定による請求又は通知は、当該請求をする者が連合国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、連合国の国籍を有する者又は連合国の法令に基き設立

された法人その他の団体であるときは、当該連合国の政府を経由して、その者がその他のものであるときは、直接に、しなければならぬ。

8 第一項及び第二項において「その者の包括承継人」とは、当該者が死亡し、又は合併に因り解散した場合におけるその相続人、受遺者、合併後存続する法人及び合併に因り設立された法人をいい、本項中「当該者」とあるのを「本項に規定する相続人、受遺者、合併後存続する法人及び合併に因り設立された法人」と読み替へた場合において該当事者を含む。

第十二條の二を次のように改める。
(返還請求の手続)
第十二條の二 第七條第四項各号に掲げる連合国財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者(その者が死亡し、又は消滅している場合においては、その者がその死亡又は消滅の際日本国以外の国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、日本国以外の国の国籍を有する者又は日本国以外の国の法令に基き設立された法人その他の団体であつたときは、当該国の政府が、その者がその際その他のものであつたときは、主務大臣がそれぞれ前條第八項に規定するその者の包括承継人で当該財産の返還請求権

を有する者として認められたもの。以下本項において同じ)で連合国人であるものは、主務省令で定める手続により、主務大臣に対して、当該財産の返還を請求することができる。但し、その第七條第四項各号に掲げる連合国財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者が法人である場合において、政府が当該法人の株式又は持分について生じた損害(昭和二十六年法律第二百六十四号)第十五條第一項に規定する補償金支拂請求書の提出を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定による連合国財産の返還請求権の承継人で連合国人であるものは、主務省令で定める手続により、主務大臣に対して、当該財産の返還を請求することができる。

3 前條第七項の規定は、前二項の規定による財産の返還の請求について適用する。

4 第一項又は第二項の規定により連合国財産の返還を請求することができるとき(以下「返還請求権者」という。)が連合国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、連合国の国籍を有する者又は連合国の法令に基き設立された法人その他の団体であるときは、当該連合国の政府は、主務省令で定める手続により、当該

返還請求権者に代り、主務大臣に対して直接に、当該連合国財産の返還を請求することができる。

5 主務大臣は、連合国財産補償法第十五條第一項に規定する補償金支拂請求書の提出があつたため、第一項但書の規定により返還の請求をすることができなくなつた連合国財産があるときは、これを告示する。

第十三條第一項各号列記以外の部分中「返還請求権者」の下に「又は前條第四項の規定によりその者に代り連合国財産の返還を請求することができる連合国の政府」を加え、「第十四條を「第十四條の規定により国が所有し、且つ、占有している財産の返還をする場合、同條の規定により第二條第三項第四号に掲げる財産を返還する場合」に改め、同項第二号中「且つ、」の下に「当該返還を請求した者に」を加え、同項第三号中「占有者」の下に「国以外の者」を、「又は」の下に「当該返還を請求した者に」を加え、同項第四号中「返還請求権者に」を「当該返還を請求した者に」に改め、同項第五号中「当該証券を返還請求権者」を「当該証券を当該返還を請求した者に」に改め、同條第六項を同條第七項として、同條第五項の次に次の一項を加える。

6 主務大臣は、第一項第二号の規定により財産を譲渡したときは、第七條第一項の規定により当

昭和二十七年四月四日 参議院會議録第二十八号 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く連合国財産及びドイツ財産關係諸命令の措置に關する法律案 五二二

昭和二十七年四月四日 参議院會議録第二十八号 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国外債及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案 五二二

該財産を国に無償で譲渡することを申し出た者に対しその旨を通知しなければならない。

第十四條第一項中「返還請求権者から連合国外債である国の所有に属する財産」と「返還請求権者又は第十二條の二第四項の規定によりその者に代り連合国外債の返還を請求することができる連合国外債の政府から連合国外債で国が所有し、又は占有しているもの」に改め、同條第二項中「且つ、」を、又は当該返還を請求した者に」に改める。

第十五條第一項中「返還請求権者」の下に「又は第十二條の二第四項の規定によりその者に代り連合国外債の返還を請求することができる連合国外債の政府」を加える。

第十六條第一項中「返還請求権者から」を「返還請求権者又は第十二條の二第四項の規定によりその者に代り連合国外債の返還を請求することができる連合国外債の政府から」に、且つ、」を、且つ、当該返還を請求した者に」に改め、同條第四項及び第五項を削り、同條第六項中「又は第三項の規定による命令をしたとき」を削り、同項を同條第四項とし、同條第三項を次のように改める。

3 旧外債処理法による借換済外債の証券の一部の有効化等

に關する法律第六條第一項から第四項まで及び第七條の規定は、第一項の規定により、旧外債債処理法第二條第一項の規定によつて借り換えられた外債債で当該外債債を第七條第四項各号に掲げる財産の区分に於て当該各号に掲げる時において有していた者又は第十二條第八項に規定するその者の包括承継人が当該借換に因り邦貨債を取得したものが返還された場合について準用する。この場合において、

旧外債債処理法による借換済外債債の証券の一部の有効化等に關する法律第六條及び第七條中「第三條第一項の規定によりその証券が有効なものとされる外債債又は「大蔵大臣」とあるのは、それぞれ「連合国外債の返還等」に關する政令第十六條第一項の規定により返還された外債債又は「連合国外債の返還等」に關する政令第三十四條第一項に規定する主務大臣」と、同法第六條第一項中「借換により邦貨債を取得した者（その者の包括承継人を含む。）又は「当該邦貨債」とあるのは、それぞれ「返還を受けた者又は「当該外債債の借換により取得された邦貨債」と、同法第七條（同條第二項を除く。）中「借換により邦貨債

を取得した者（前條第七項に規定するその者の包括承継人を含む。）又は「邦貨債を取得した者」とあるのは「外債債の返還を受けた者」と、同條第一項第三号中「旧外国為替管理法に基く命令により支拂」とあるのは、「支拂」と、同條第五項中「同項第三号に規定する利子の支拂を受けた者」、「利札（第一項に規定する外債債の利札に限る。）」又は「第七條第一項に規定する外債債の利札」とあるのは、それぞれ「当該外債債の返還を受けた者」、「第四條第二項の規定により有効なものとされる利札（第一項に規定する外債債の利札に限る。）について同項に規定する支拂を受けた者（その者の包括承継人を含む。）」又は「第一項に規定する外債債を連合国外債の返還等」に關する政令第七條第四項各号に掲げる財産の区分に於て当該各号に掲げる時において有していた者又は同令第十二條第八項に規定するその者の包括承継人が当該外債債の利札について支拂を受けているときは、当該外債債の返還を受けた者」と読み替へるものとす。

第十七條及び第十八條を次のように改める。

(返還請求権の消滅)

第十七條 第二條第三項第一号から第三号までに掲げる連合国外債の返還請求権者が第二條第二項第一号中「日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国外債」とあるのを、日本国との平和條約の最初の効力発生時において同條約第二十五條に規定する連合国外債である」と読み替へた場合において連合外人であるときは日本国との平和條約の最初の効力発生時から九月内に、当該返還請求権者がその時に同條約第二十五條に規定する連合国外債となつた時後同條に規定する連合外人となつたことに因り連合外人となつたものであるときはその国が同條に規定する連合外人となつた時から九月内に、当該財産の返還の請求がされなかつたときは、当該財産の返還請求権は、消滅する。

2 第二條第三項第四号又は第五号に掲げる連合国外債の返還の請求がこれらの号の規定により主務大臣が当該財産を指定した時から九月内にされなかつたときは、当該財産の返還請求権は、消滅する。

3 主務大臣は、前二項の規定により返還請求権の消滅した連合

国外債があるときは、これを告示する。

(返還を請求しない旨の通知があつた財産)

第十七條の二 主務大臣は、返還請求権者から連合国外債の返還の請求をしない旨の通知があつたときは、これを告示する。

(返還を要しなかつた財産)

第十八條 主務大臣は、第十二條の二第五項、第十七條第三項又は前條の告示があつた財産が第七條第二項の規定により國が譲り受けた財産であるときは、同條第一項の規定により当該財産の譲渡を申し出た者に対し、当該告示に係る事項を通知しなければならない。

2 第七條第一項の規定により第十二條の二第五項、第十七條第三項又は前條の告示があつた財産の譲渡を申し出た者は、当該告示があつたときは、主務省令で定める手続により、当該告示があつた日から二月以内に、國が当該財産を譲り受けた日以後その保全のために要した費用の額とその法定利息の額との合計額に相当する金額を主務大臣に支拂つて当該財産を買い受けることができる。

3 第十二條の二第五項、第十七條第三項又は前條の告示があつた

財産が、当該告示があつた日において、第八條第一項の規定により選任された管理人の管理に付せられてゐるものであるときは、当該管理人は、当該日において解任されたものとみなす。

4 第十七條第三項又は前條の告示があつた財産が第七條第四項第一号、第二号又は第四号に掲げる財産であつて、当該財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有してゐた者(当該財産が当該各号に掲げる時後包括承継の方法のみにより移転した場合において当該財産を取得した者を含む。)が当該告示があつた日において有してゐるものであるときは、当該財産は、当該日において国庫に帰属するものとする。

第十九條の見出し中「金額」を「金額等」に改め、同條第一項中「第七條第四項第二号から第四号までに掲げる財産を当該各号」を「第七條第四項第四号に掲げる財産を同号」に、「連合国人」を「者」に改め、「第二十二條及び」を削り、同條第二項中「同條第四項」の下に「若しくは第十四條第二項」を、「申し出た者」の下に「で国以外のもの」を加え、同條第五項中「主務省令で定めると

ころ」を「主務省令で定める手続」に改める。

第二十條中「特別会計に属する連合国財産が返還されたときは」を「国が所有する連合国財産で特別会計に属するものが返還請求権者に譲渡された場合において、当該譲渡の際当該財産の上に第二十三條第一項の規定により消滅した権利(担保権を除く。)が存していなかつたときは」に、「返還された日」を「譲渡された日」に改め、同條に次の一項を加える。

2 第十四條第二項の規定により国が所有する連合国財産で特別会計に属するものが返還請求権者に譲渡された場合において、当該譲渡の際当該財産の上に存していた権利(担保権を除く。)が第二十三條第一項の規定により消滅したときは、政府は、当該財産の売却価額に、当該財産の当該譲渡の際における時価を当該時価とその消滅した権利の当該譲渡の際における時価(その消滅した権利が二以上あるときは、これらの権利の当該譲渡の際における時価の合計額)とを合算して得た割合を乗じて得た金額を、当該連合国財産が譲渡された日の属する年度の翌年度までに、一般会計から

当該特別会計に繰り入れるものとする。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 第二條第三項第五号に掲げる連合国財産で日本軍隊が昭和十六年十二月八日以後占領してゐたことがある地域において同号の侵害がされたものうち国が有償で拂い下げたものが、第十三條第一項第二号の措置若しくは同項第三号の命令に係る措置により又は同條第四項の規定により返還請求権者に譲渡された場合においては、当該財産を譲渡した者(当該財産が第七條第二項の規定により主務大臣が譲り受けた財産であるときは、同條第一項の規定により当該財産の譲渡を申し出た者は、主務省令で定める手続により、主務大臣に対して、国が当該財産の対価として収納した代金に相当する金額の支拂を請求することができる。

第二十二條の二 第七條第四項各号に掲げる財産をこれらの号の区分に応じて当該各号に掲げる時において有してゐた者が死亡せず、又は消滅してゐない場合において、その者が昭和十六年十二月八日において本邦内に有していた財産について生じた損害

額を連合国財産補償法第五條から第十三條までの規定により算出した金額(同法第十四條の規定の適用によりその者に支拂われる補償金額がない場合においては、同法第五條、第六條、第八條、第十條及び第十二條中「補償時」(第十六條第一項又は第四項の規定により日本政府が補償金を支拂う時をいう。以下同じ。))又は「補償時」とあるのを「連合国財産の返還等に関する政令第七條第四項各号に掲げる財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有してゐた者に支拂われる補償金額がないときは、その者の所屬する国と日本国との間に平和條約の効力が発生した時」と読み替へた場合における同法第十四條各号に掲げる金額の合計額

「連合国財産の返還等に関する政令第七條第四項各号に掲げる財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有してゐた者に支拂われる補償金額がないときは、その者の所屬する国と日本国との間に平和條約の効力が発生した時」と読み替へた場合における同法第十四條各号に掲げる金額の合計額

以下本條において「損害額」という。が第一号に掲げる金額に満たないときは、主務大臣は、その者に対し左の各号に掲げる金額の合計額から当該損害額を差し引いた金額に相当する金額の支拂を請求することができる。当該損害額が第一号に掲げる金額と等しいとき、又は当該金額をこえるときは、主務大臣は、その者に対し第二号に掲げる金額に相当する金額の支拂を請求することができる。

一 連合国財産補償法第十四條各号中「請求権者」又は「補償時」とあるのをそれぞれ「連合国財産の返還等に関する政令第七條第四項各号に掲げる財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有してゐた者」又は「補償時(本條の規定の適用により連合国財産の返還等に関する政令第七條第四項各号に掲げる財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有してゐた者に支拂われる補償金額がないときは、その者の所屬する国と日本国との間に平和條約の効力が発生した時)」と読み替へた場合における同法第十四條各号に掲げる金額の合計額

二 第七條第四項各号に掲げる財産でこれらの号の区分に応じ当該者が当該各号に掲げる時において有してゐたものを旧敵産管理人、当該者又は準敵産管理人が売却した際におけるその売却代金(日本銀行の特殊財産管理勘定に拂い込まれたものを除く。)の金額

2 前項の規定は、第七條第四項各号に掲げる財産を当該各号に掲げる時において有してゐた者が

昭和二十七年四月四日 参議院會議録第二十八号

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く連合国財産及びドイツ財産關係諸命令の措置に關する法律案

昭和二十七年四月四日 参議院會議録第二十八号 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國財産及びドイツ財産關係命令の措置に関する法律案 五二四

死亡し、又は消滅し、その者の包括承継人が一であつて当該包括承継人が死亡せず、又は消滅していない場合について準用する。この場合において、前項各号列記以外の部分中「その者が」、「その者に」、「有していた者の所屬」又は「その者に対し」とあるのは、それぞれ「これらの者が」、「これらの者に」、「有していた者又はその者の包括承継人の所屬」又は「当該包括承継人に対し」と、同項第一号中「有していた者」又は「その者」とあるのは「有していた者又はその者の包括承継人」又は「その者又はその者の包括承継人」と、同項第二号中「当該者」とあるのは「当該これらの者」と読み替へるものとする。

3 前二項の規定は、第七條第四項各号に掲げる財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者が死亡し、又は消滅し、その者の包括承継人が二以上あつた場合及びこれらの号に掲げる財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者が死亡し、又は消滅し、その者の包括承継人が一であつて、且つ、当該包括承継人が死亡し、又は消滅している場合について準用する。

4 前三項の規定の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十三條第一項中「部分を除く。』の下に若しくは第十四條第二項を加え、同條第四項を削る。

第二十四條第六項を削る。

第五十條第二十六條の前に次の二條を加える。

(特殊財産管理勘定に属する資金の拂い)とし請求権の行使等)

第二十五條の二 日本銀行が管理する特殊財産管理勘定に属する資金の拂い)とし請求権を有する者は、主務省令で定める手続により、当該資金のうち、旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律第二條第一項に規定する外貨債及び同法第五條第三項に規定する公債の償還金及び利子で当該勘定に拂い込まれたものに相当する資金(以下第二十五條の三において「外貨債利拂資金等」という。)以外のものに限る。その拂い)としを日本銀行に対して請求することができる。

2 日本銀行は、前項の規定による拂い)としの請求があつたときは、当該請求をした者に対し、その請求に係る金額を支拂わなければならない。この場合において、第四條第一項及び第五條の規定は、適用しない。

3 日本銀行が管理する特殊財産管理勘定に属する資金の拂い)とし請求権は、譲渡することができない。

4 第十七條第一項の規定は、前項に規定する請求権について準用する。この場合において、第十七條第一項中「第二條第三項第一号から第三号までに掲げる

連合國財産の返還請求権者」

「当該返還請求権者又は当該財産の返還とあるのは、それぞれ日本銀行が管理する特殊財産管理勘定に属する資金の拂い)とし請求権を有する者」

「その者又は当該資金の拂い)とし」と読み替へるものとする。

(特殊財産管理勘定に属する資金の管理)人に対する拂い)とし

第二十五條の三 第八條第一項の規定により選任された連合國財産の管理人は、当該財産の管理に要する費用の支拂のため必要があると認めるときは、第四條第一項の主務大臣の許可を受けて、日本銀行が管理する特殊財産管理勘定に属する資金のうち外貨債利拂資金等以外のものの拂い)としを日本銀行に対して請求することができる。

2 前條第二項の規定は、前項の規定による拂い)としの請求があつた場合について準用する。この場合において、前條第二項後段中「第四條第一項及び第五條」とあるのは、「第五條」と読み替へるものとする。

第三十條第一項中「又は返還」を「若しくは返還、第十二條第一項若しくは第二項の規定による請求があつた財産の現状の調査又は同條第二項の規定による請求があつた財産についての侵害の認定」に、「当該財産の保全義務者若しくは保全義務者であつた者」を「これらの財産若しくはこれらの財産である権利の目的物を有し、保管

し、若しくは管理している者若しくはこれらの財産若しくはこれらの財産である権利の目的物を有し、保管し、若しくは管理したことがある者」に、「当該保全義務者若しくは保全義務者であつた者」を「これらの者に」改める。

第三十一條第十項中「公債等」を「公債等の証券」に改める。

第三十二條第二項中「第十八條を」第十八條第二項に改め、同條第三項中「連合國人」を「者又は第十二條第八項に規定するその者の包括承継人」に改め、同條第五項を次のように改める。

5 所得税法及び資産再評價法(昭和二十五年法律第百十号)の適用については、第十三條第一項第三号若しくは第五号の命令に係る措置により又は同條第四項の規定により連合國財産を譲渡した者及び第七條第一項の規定により連合國財産の譲渡を申し出た者が第十九條第六項の規定により支拂を受ける金額は、当該財産の譲渡価額とみなし、第十三條第一項第二号の措置若しくは同項第三号若しくは第五号の命令に係る措置により又は同條第四項の規定により連合國財産が譲渡された際当該財産の上に存していた権利で第二十三條第一項の規定により消滅したものを有していた者及び第十三條第一項第四号の命令に係る措置により又は同條第四項(同條第一項第四号に係る部分に限る。)の規定により連合國財産である地上権、永小作権、地役

権又は賃借権が返還された際これらの権利の目的物の上に存していた権利で第二十三條第二項又は第三項の規定により消滅したものを有していた者が第十九條第六項の規定により支拂を受ける金額は、その消滅した権利の譲渡価額とみなす。

第三十四條を次のように改める。

(主務大臣及び主務省令)

第三十四條 この政令において主務大臣は、第二條第三項第四号に掲げる財産、同項第五号に掲げる財産である船舶及びこれに積載されている物で日本軍隊が昭和十六年十二月八日以後占領していたことがある地域又は公海において同号の侵害がされたもの並びにこれらについてする行為に関する事項については運輸大臣とし、その他の事項については大蔵大臣とする。

2 この政令において主務省令は、大蔵大臣が主務大臣である事項については大蔵省令とし、運輸大臣が主務大臣である事項については運輸省令とする。

第五十三條第七号を削る。

附則第六項を次のように改める。

6 旧敵産管理人が選任された際その管理に付せられた財産で連合國等支配法人が当該管理に付せられた時に有していたもの及び第二條第三項第二号又は第三号に掲げる財産でこれらの財産が生じ、又は取得された時に連合國等支配法人が取得したものの

のうち、当該法人の株式又は持分が旧令第2条第1項の規定により返還されたことに因り連合国人等が当該法人の経営を支配することとなつた時に当該法人が有していたものは、第2条第3項の規定にかかわらず、連合国財産には含まれないものとする。

附則第十二項中「であつた連合国人」を削り、附則第十四項を削り、附則第十五項中「附則第十三項を前項」に改め、同項を附則第十四項とし、以下附則第十八項までを一項ずつ繰り上げ、附則第十九項中「第十三条第六項」を「第十三条第七項若しくは第十八条第三項」に改め、同項を附則第十八項とし、以下附則第二十三項までを一項ずつ繰り上げ、附則第二十四項中「第十九条第二項」を「第十九条第六項」に改め、同項を附則第二十三項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

別表を削る。
(連合国財産の返還等に関する政令の一部改正に伴う経過規定)
第二條 この法律施行前改正前の連合国財産の返還等に関する政令(以下本條において「旧令」といふ)第十二條の第二項の規定により財産の返還の請求がされ、当該財産の返還がこの法律施行の際までにされてない場合において、当該請求をした者がこの法律施行の際改正後の連合国財産の返還等に関する政令(以下本條において「新令」といふ)第十二條の第二項又は第二項の規定により当

昭和二十七年四月四日 参議院會議録第二十八号 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案 五二五

該財産の返還を請求することができる者であるときは、当該財産の返還の請求は、この法律施行後は、それぞれ新令第12条の第二項又は第二項の規定によりされた財産の返還の請求とみなす。
2 前項の場合において、同項の財産が旧令第2条第3項第8号の規定により指定された財産であるときは、当該財産は、この法律施行後は、新令第2条第3項第5号の規定により指定された財産とみなす。

3 この法律施行前旧令第12条の第二項の規定によりされた財産の現状の調査の請求は、当該請求をした者がこの法律施行の際新令第12条第1項の規定により当該財産の現状の調査を請求することができる者であるときは、この法律施行後は、同項の規定によりされた財産の現状の調査の請求とみなす。
4 この法律施行前旧令第17条第1項の規定によりされた告示は、この法律施行後は、新令第17条の2の規定によりされた告示とみなす。

5 旧令第19条から第二十一条まで、第二十三條から第二十五條まで、第二十七條、第二十九條、第三十一條第三項から第十項まで及び第三十二條の規定は、この法律施行前旧令第13條第1項第一号若しくは第二号の措置若しくは同項第三号から第五号までの命令に係る措置により又は同條第四項、旧令第14條第二項、第十五條第二項若しくは第十六條第一項の規

定により新令第2条第3項各号に掲げる財産に該当しない財産が返還された場合については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。
6 旧令の規定は、この法律施行前旧令第12条の第二項の規定により財産の返還の請求がされ、当該請求をした者がこの法律施行の際新令第12条第1項又は第二項の規定により当該財産の返還を請求することができる者でなく、且つ、当該財産の返還がこの法律施行の際までにされてない場合については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。
7 主務大臣は、この法律施行前旧令第12条の第二項の規定により返還の請求がされ、この法律施行の際までに返還がされてない財産のうち、新令第2条第3項に規定する連合国財産に該当しないものがあるときは、この法律施行後直ちに、これを告示する。
8 旧令第11條第1項、第二十六條第1項及び第二項、第三十一條第二項並びに第三十三條の規定は、この法律施行前主務大臣が旧令第7條第2項の規定によりこの法律施行の際新令第2条第3項に規定する連合国財産に該当しない財産を譲り受けた場合については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。
9 この法律施行前旧令第7條第2項の規定により主務大臣が譲り受けた財産で新令第2条第3項に規定する連合国財産に該当しないものうち、この法律施行の際まで

に旧令第12条の第二項の規定による返還の請求がされなかつたものがあるときは、旧令第7條第1項の規定により当該財産の譲渡を申し出た者は、主務省令で定める手続により、この法律施行の日から二月以内に、国が当該財産を譲り受けた日以後その保全のために要した費用の額とその法定利息の額との合計額に相当する金額を主務大臣に支拂つて当該財産を買い受けることができる。
10 第八項の規定によりなおその効力を有する旧令第26條第1項及び第二項の規定は、前項に規定する財産で同項に規定する期間内に同項の買受がされなかつたものについては、当該期間を経過した日から適用しない。
11 主務大臣は、旧令第7條第四項各号に掲げる財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時ににおいて有していた旧令第2条第2項第五号に掲げる法人その他の団体で当該時において新令第2条第3項第一号に規定する連合国人等でないもの又は新令第12條第八項に規定するその者の包括承継人が、この法律施行前旧令第12條の第二項の規定によりされた返還の請求に基づき、旧令第2条第3項に規定する連合国財産の返還を受け、この法律施行前旧連合国財産の返還等に関する件(昭和二十一年勅令第299号)第二條第1項の命令に係る措置により同令第一條第1項に規定する連合国財産の返還を受けた場合又はこの法律施行前同項に規定する連合国

財産である電話加入権の返還を受けた場合においては、当該財産を旧敵産管理施設施行令(昭和十六年勅令第百七十九号)第四條第1項に規定する敵産管理人、当該法人その他の団体若しくはその者の包括承継人又は旧令第19條第1項に規定する準敵産管理人が売却した際におけるその売却代金に相当する金額(当該売却代金が日本銀行の特殊財産管理勘定に拂い込まれていないときは、当該売却代金に相当する当該勘定に属する資金のうち、当該法人その他の団体のうちその者の包括承継人が拂いもどしを受けたものに相当する金額に限る。)の支拂を、当該法人その他の団体又はその者の包括承継人に対して、請求することができる。
12 新令第12條第1項及び第二項の規定は、新令附則第五項、第六項又は第九項の規定により連合国財産に含まれない財産及びこの法律施行前旧略奪品の没収及報告に関する件(昭和二十一年内務省令第二十五号)第四條第1項の規定により没収された財産については、適用しない。

13 新令第三十二條第五項の規定は、連合国財産の返還等に関する政令の一部を改正する政令(昭和二十六年政令第三百五十五号)附則第十項において準用する旧令第19條第六項の規定により支拂われる金額について準用する。
(連合国財産の返還等に関する政令の一部を改正する政令の一部改正)

第三條 連合国財産の返還等に関する

る政令の一部を改正する政令(昭和二十六年政令第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第六項前段中「であつた連合國人」を削る。

(連合國財産上の家屋等の譲渡等に関する政令の一部改正)

第四條 連合國財産上の家屋等の譲渡等に関する政令(昭和二十三年政令第二百九十八号)の一部を次のように改正する。

第一條中「返還請求権者の請求」を「返還請求権者又はその者に代り当該財産の返還を請求することのできる連合國の政府の請求」に改め、「その株式及び当該株式」の下にそれぞれ「又は持分」を、「その返還請求権者」の下に「又は連合國の政府(以下「返還請求権者等」といふ。))」を加える。

第一條の二第二項中「返還請求権者」を「返還請求権者等」に改め、「第十二條の二第二項」の下に、「第二項又は第四項」を加える。

第二條第一項及び第五條第一項中「返還請求権者」を「返還請求権者等」に改める。

第九條第一項中「返還請求権者」を「返還請求権者等」に改める。

第十條第一項中「返還請求権者」を「返還請求権者等」に改める。

第十三條の次に次の一條を加える。

(権限の委任)

第十三條の二 主務大臣は、第八條第一項、第十條の二第二項及び前條第一項に規定するその権限の一部を都道府県知事に委任することができる。この場合において、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十三條第二項の規定は、適用しない。

(連合國財産である株式の回復に関する政令の一部改正)

第五條 連合國財産である株式の回復に関する政令(昭和二十四年政令第三百十号)の一部を次のように改正する。

第一條及び第一條の二を次のように改める。

第一條 この政令は、日本國との平和條約第十五條の規定に基き、連合國財産である株式に関する権利を連合國人に回復するため必要な事項を定めることを目的とする。

(連合國財産の返還等に関する政令との關係)

第一條の二 連合國財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の規定は、同令第二條、第八條、第九條、第十二條、第十三條第一項第一号及び第五号、第二十二條の二、第三十五條第三号及び第四号、第三十八條並びに附則第八項及び附則第十七項から附則第二十項までの規定を除く外、この政令の適用を受ける株式については、適用しない。

(連合國、連合國人及び連合國人等の意義)

第一條の三 この政令において「連合國」とは、連合國財産の返還等に関する政令第二條第二項第一号に掲げる國をいふ。

2 この政令において「連合國人」とは、連合國財産の返還等に関する政令第二條第二項に規定する連合國人をいふ。

3 この政令において連合國人等とは、連合國財産の返還等に関する政令第二條第三項第一号に規定する連合國人等をいふ。

第二條第一項中「第四條第一号」を「第四條第一項」に改め、「回復請求権者に回復するため旧敵産管理法施行令(昭和十六年勅令第四百七十九号)第四條第二項の規定に基いて大蔵大臣が解任した」を削り、「回復請求権者に回復するため第十八條第四項、第十九條第一項又は第二十條の二第五項」を一で当該株式を回復するため旧敵産管理法施行令(昭和十六年勅令第四百七十九号)第四條第二項の規定により当該旧敵産管理人が解任されたもの、第十八條第四項又は第十九條第一項に改め、「回復請求権者に回復することを要しないことが明らかになつたため」を削り、同項各号を次のように改める。

一 旧敵産管理人の管理に付せられたことのある株式で当該管理に付せられた時において連合國人等であつた者が当該時において有していたもの又はこれに代わる株式

二 前号に掲げる株式以外の株式で大蔵大臣が連合國財産の返還等に関する政令第十二條第二項の規定による認定の請求に基き昭和十六年九月八日から昭和二十年九月二日までの期間内における政府若しくは日本人による不当な取扱いに因り当該株式に係る権利が侵害されたと認定したもののうち、その侵害があつた時において連合國人等であつた者が当該時において有していたもので大蔵大臣が指定するもの又はこれに代わる株式

第二條第三項中「前二項において」を「この政令において」に改める。

第四條及び第五條を次のように改める。

(回復請求の手続)

第四條 左の各号に掲げる連合國財産株式又は在外会社等株式(旧連合國財産の返還等に関する政令第二條第一項の規定に基いて大蔵大臣が返還その他必要な措置を命じた株式、旧敵産管理人の管理に付せられていた株式で当該株式を回復するため旧敵産管理法施行令第四條第二項の規定により当該旧敵産管理人が解任されたもの、第三十二條第二項の規定による回復の措置がとられた株式及び同條第五項の規定による告示があつた株式を除く。以下同じ)を、これらの号の区分に依り当該各号に掲げる時において有していた者(その者が死亡し、又は消滅してい

る場合においては、その者がその死亡又は消滅の際日本國以外の國の公団体若しくはこれに準ずるもの、日本國以外の國の國籍を有する者又は日本國以外の國の法令に基き設立された法人その他の団体であつたときは、当該國の政府が、その者がその際その他のものであつたときは、大蔵大臣がそれぞれその者の包括承継人である当該株式の回復請求権を有する者として認めたもの。以下本項において同じ)で連合國人であるものは、大蔵省令の定めるところにより、大蔵大臣に対して、当該株式又はこれに代わる株式(当該株式又はこれに代わる株式に係る子株があるときは、当該株式又はこれに代わる株式及び当該子株)の回復を請求することができる。但し、その左の各号に掲げる連合國財産株式又は在外会社等株式をこれらの号の区分に依り当該各号に掲げる時において有していた者が法人である場合において、政府が当該法人の株式又は持分について生じた損害について連合國財産補償法(昭和二十六年法律第二百六十四号)第十五條第一項に規定する補償金支拂請求書の提出を受けているときは、この限りでない。

一 第二條第一項第一号に掲げる株式 当該株式が旧敵産管理人の管理に付せられた時

二 第二條第一項第二号に掲げる株式 当該株式について同

昭和二十七年四月四日 参議院會議録第二十八号 ポツダム宣言の受諾に伴い、発する命令に關する件に基く連合國財産及びドイツ財産關係命令の措置に關する法律案 五二八

した者」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「前項の規定」を「第四項第六号又は第七号の措置」に改め、同項を同條第七項とし、同條第四項中「第二項の規定」を「第四項第八号の措置」に改め、同項を同條第八項とし、同條第五項中「第二項の規定」を「第四項第四号又は第五号の措置」に改め、同項を同條第九項とし、同條第六項中「第二項又は第三項」を「第四項第二号、第三号若しくは第六号の措置又は第七項」に改め、同項を同條第十項とし、同條第七項中「前條第一項の規定は、」の下に「第三條第一号若しくは第二号に掲げる特定株式であつた株式で第四條第一項但書の規定により回復の請求をすることができなくなつたもの株主又は」を加え、「第二項の規定」を「第四項第四号又は第五号の措置」に改め、同項を同條第十一項とし、同條第一項の次に次の五項を加える。

2 特定株式につき前項の規定による通知があつた場合において、当該株式が当該通知があつた日において連合國財産の返還等に関する政令第八條第一項の規定により選任された管理人の管理に付せられていないものであるときは、当該管理人は、当該日において解任されたものとみなす。

3 第三條第一項第一号若しくは第二号に掲げる特定株式で回復請求権者からその回復を請求しない旨の通知があつたことにより、又は第五條第一項若しくはは

第二項の規定により回復請求権が消滅したことに因り回復請求権者に回復することを要しないことが明らかになつたものうち、当該株式について第一項の規定による通知があつた日までに拂入期日が到来している株金額の全部が当該通知があつた日までに拂込まれているものは、当該日において国庫に帰属するものとする。

4 第一項に規定する会社は、同項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、回復請求権者に回復することを要しないことが明らかになつた株式について、左の各号に定める措置をとらなければならない。

一 当該株式が前項の規定により国庫に帰属した株式であるときは、大蔵大臣の命ずるところに従い、その株券を当該職員に引き渡すこと。

二 当該株式が、当該通知があつた際第三條第一項第一号若しくは第二号に掲げる特定株式であつた株式であつて、回復請求権者からその回復を請求しない旨の通知があつたことにより、又は第五條第一項若しくは第二項の規定により回復請求権が消滅したことに因り回復請求権者に回復することを要しないことが明らかになつたものうち、当該株式について第一項の規定による通知があつた日までに既に拂込まれた株金額が当該日までに拂込期日が到来して

いる株金額に満たないものであるときは、これを売却すること。

三 当該株式が当該通知があつた際第三條第一項第一号又は第二号に掲げる特定株式であつた株式であつて、当該株式の回復を請求した者が第十八條第一項の規定による大蔵大臣からの通知に係る金額の全部又は一部を支拂わないことに因り回復請求権者に回復することを要しないことが明らかになつたものであるときは、これを売却し、又は売却すること。

四 当該株式が当該通知があつた際第三條第一項第一号又は第二号に掲げる特定株式であつた株式であつて、第四條第一項但書の規定により回復の請求をすることができなくなつたものであるときは、当該株式の株主にその株券を引き渡すこと。

五 当該株式が当該通知があつた際第三條第一項第一号又は第二号に掲げる特定株式以外の特定株式であつた株式であるときは、第七條第一項の規定により提出した者にその株券を引き渡すこと。

六 当該株式が自己取得株式又は自己保留株式であるときは、これを売却し、又は売却すること。

七 当該株式が保有株式であるときは、これを売却すること。

八 当該株式が自己保有株式であるときは、これを売却すること。

5 第二十一條第三項の規定は、前項第一号の株式の引渡の場合に準用する。

6 第一項の規定による通知に係る株式の発行会社は、第四項第二号の措置をとつた場合においては、遅滞なく、当該株式について当該通知があつた日までに拂込期日が到来している株金額から当該通知があつた日までに拂込があつた株金額を控除した金額を当該株式の売却価額から差し引いた金額を国庫に納付しなければならない。この場合において、当該株式の売却価額が、当該株式について当該通知があつた日までに拂込期日が到来している株金額から当該通知があつた日までに拂込があつた株金額を控除した金額に満たないときは、当該会社は、当該株式につき当該通知があつた日において株主であつた者に対し、その満たない金額の弁済を請求することができる。第二十五條を次のように改める。

第二十五條 削除

第三十二條 第一項中「大蔵大臣の指定する日」の下に「又は第五項の告示の日」を加え、同條第三項中「第五條第一項の規定による在外会社等株式の回復の請求を受けたる」回復請求権者又は第四條第四項の規定によりその者に代り第一項に規定する在外会社等株式の

回復を請求することができる連合國の政府から第一項に規定する在外会社等株式を回復することを請求された」に、「回復請求権者を「当該回復を請求した者に改め、同條第五項を同條第七項とし、同條第四項の次に次の二項を加える。

5 大蔵大臣は、回復請求権者から第一項に規定する在外会社等株式の回復を請求しない旨の通知があつたとき、第四條第一項但書の規定により回復の請求をすることができなくなつた第一項に規定する在外会社等株式があるとき、又は第五條第一項若しくは第二項の規定により回復請求権の消滅した第一項に規定する在外会社等株式があるときは、これを告示する。

6 前項の規定による告示があつた株式がその告示があつた日において連合國財産の返還等に関する政令第八條第一項の規定により選任された管理人の管理に付せられていないものであるときは、当該管理人は、当該日において解任されたものとみなし、当該株式(第四條第一項但書の規定により回復の請求をすることができなくなつた株式を除く)は、当該日において国庫に帰属するものとする。

第三十九條 第七号中「第二十三條第四項」を「第二十三條第八項」に改める。

第四十條 第二号中「第二十三條第三項又は第四項」を「第二十三條第七項又は第八項」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第二十三條第六項の規定に違反して国庫に納付しなかつたとき。

第四十三條第二号中「第二十三條第二項」を「第二十三條第四項」に改める。

(連合国財産である株式の回復に關する政令の一部改正に伴う経過規定)

第六條 この法律施行前改正前の連合国財産である株式の回復に關する政令(以下本條において「旧令」といふ)第五條第一項の規定により株式の回復の請求がされ、当該株式の回復がこの法律施行の際までにされてない場合において、当該請求をした者がこの法律施行の際改正後の連合国財産である株式に關する回復の政令(以下本條において「新令」といふ)第四條第一項又は第二項の規定により当該株式の回復を請求することができるときは、当該株式の回復の請求は、この法律施行後は、それぞれ新令第四條第一項又は第二項の規定によりされた株式の回復の請求とみなす。

2 前項の場合において、同項の株式が旧令第二條第一項第二号の規定により指定された株式であるときは、当該株式は、この法律施行後は、新令第二條第一項第二号の規定により指定された株式とみなす。

3 この法律施行前旧令第五條第一項の規定によりされた株式の現状の調査の請求は、当該請求をした者がこの法律施行の際改正後の連合国財産の返還等に関する政令第

十二條第一項の規定により当該株式の現状の調査を請求することができるときは、この法律施行後は、同項の規定によりされた株式の現状の調査の請求とみなす。

4 旧令第二十二條第一項、第二十四條、第二十六條から第二十八條まで、第三十條、第三十一條、第三十二條第五項及び第三十五條から第三十七條までの規定は、この法律施行前旧令第十八條第四項、第十九條第一項、第二十條の二第五項又は第三十二條第三項の規定により株式が回復され、当該株式がその回復の際新令に規定する連合国財産株式若しくは子株又は新令第三十二條第二項に規定する在外会社等株式に該当しない株式であつた場合については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

5 旧令第二十三條(これに係る罰則の規定を含む)の規定は、この法律施行前旧令第二十三條第一項の規定により大蔵大臣が新令に規定する連合国財産株式又は子株に該当しない株式を通知した場合については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

6 旧令の規定は、この法律施行前旧令第五條第一項の規定により株式の回復の請求がされ、当該請求をした者がこの法律施行の際新令第四條第一項又は第二項の規定により当該株式の回復を請求することができるときは、且つ、当該株式の回復がこの法律施行の際までにされてない場合については、

この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

7 大蔵大臣は、この法律施行前旧令第五條第一項の規定により回復の請求がされ、この法律施行の際までに回復がされてない株式のうち新令第二條第一項各号に掲げる株式に該当しないものがあるときは、この法律施行後直ちに、これを告示する。

8 旧令に規定する連合国財産株式又は子株(旧令第三條第一項第一号又は第二号に掲げるものを除く)でこの法律の施行に伴い新令に規定する連合国財産株式又は子株でなくなつたものうち、この法律施行の際までに旧令第五條第一項の規定による回復の請求がされなかつたものについては、回復請求権者から当該株式の回復を請求しない旨の通知があつたことに因り回復請求権者に回復することを要しないことが明らかになつた旨の新令第二十三條第一項の規定による通知が、この法律施行の日においてあつたものとみなす。

9 大蔵大臣は、旧令第四條第一号又は第二号に規定する株式を当該各号の区分に應じ当該各号に規定する時において有していた改正前の連合国財産の返還等に関する政令第二條第二項第五号に掲げる法人その他の団体で当該時において新令第一條の三第三項に規定する連合国人等でないもの又は新令第四條第五項に規定するその者の包括承継人が、この法律施行前旧令第五條第一項の規定によりされた回復の請求に基づき、当該株式又

は旧令第二條第三項に規定するこれに代わる株式の回復を受けた場合又は旧連合国財産の返還等に関する政令第二條第一項の命令に係る措置によつて当該株式又はこれに代わる株式の回復を受けた場合において、当該株式又はこれに代わる株式を旧敵産管理法施行令第四條第一項に規定する敵産管理人、当該法人その他の団体若しくはその者の包括承継人又は旧令第三條第一項第五号に規定する準敵産管理人が売却した際におけるその売却代金に相当する金額(当該売却代金が日本銀行の特殊財産管理勘定に拂込まれていないときは、当該売却代金に相当する当該勘定に属する資金のうち、当該法人その他の団体又はその者の包括承継人が拂いもどしを受けたものに相当する金額に限る)が、当該株式又はこれに代わる株式につき旧令第四條第一号又は第二号の区分に應じ当該各号に規定する時後当該売却の時までに拂込がされた金額をこえるときは、そのこえる金額を支拂を、当該法人その他の団体又はその者の包括承継人に対して、請求することができる。

(ドイツ財産管理令の一部改正)
第七條 ドイツ財産管理令(昭和二十五年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
第一條を次のように改める。

第一條 この政令は、日本国との平和條約第二十條の規定に基づき、ドイツ財産を管理し、且つ、昭和二十年のベルリン會議の議

事の議定書に基いてドイツ財産を処分する権利を有するアメリカ合衆国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びフランス(以下「三國」といふ)の決定に従つてドイツ財産を処分するため必要な事項を定めることを目的とする。

第二條第八項中「連合国最高司令官の要求」を「三國の請求」に改める。

第四條第一項中「アメリカ合衆国、連合王国及びフランス国(以下「三國」といふ)」、「三國」に改める。

第十二條中「連合国最高司令官が譲渡したもの」を削る。

第十四條の二第一項及び第三項中「連合国最高司令官」を「三國」に、「要求」を「請求」に改める。

第十六條の二第一項中「連合国最高司令官」を「三國」に、「要求」を「請求」に改める。

第二十二條第一項、第三項及び第四項、第二十二條の二第一項から第三項まで並びに第二十四條第一項中「連合国最高司令官」を「三國」に、「要求」を「請求」に改める。

第二十八條の二中「連合国最高司令官の指示に従ひ通商産業大臣が輸入することを」を「三國の承認を得て通商産業大臣がその輸入」に改める。

第三十條の見出し中「登記」を「登記及び登録」に改め、同條第一項中「ある不動産に關する権利」を削り、「登記」を「登記又は登録」に改め、同條第三項中「ドイツ財

産

昭和二十七年四月四日 参議院會議録第二十八号 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国防産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案 五三〇

産である不動産に関する権利を連合国防産最高司令官が処分した場合、「登記」を「登記又は登録」に改め、「ドイツ財産を処分」に「登記」を「登記又は登録」に改め、同條第四項中「である不動産に関する権利」を「登記」に改め、「登記又は登録」に改め、同條第五項中「登記された」を「登記又は登録された」に改め、「登記」を「登記又は登録」に改め、同條第六項中「登記権利者」を「登記又は登録の権利者」に改め、同條第七項中「登記」を「登記又は登録」に改め、同條第十四項及び第十五項中「連合国防産最高司令官」を「三国」に、「要求」を「請求」に改める。

第三十一條第三項中「又は営業所の閉鎖の登記」を削る。

第三十三條を次のように改める。

(登記及び登録の細則)

第三十三條 第三十條及び第三十一條の規定による登記又は登録の手續に關し必要な事項は、登記に關しては法務府令、社債、地方債、特別の法律により法人の發行する債券及び外国又は外国の法人の發行する公債又は社債の登録については法務府令、大蔵省令、国債の登録については大蔵省令、著作權の登録については文部省令、漁業權の登録については農林省令、鉱業權、特許權、実用新案權、意匠權及び商標權の登録については通商産業省令、船舶の登録について

は運輸省令でそれぞれ定める。

第三十四條中「登記」を「登記又は登録」に改める。

第三十六條を次のように改める。

(主務大臣及び主務省令)

第三十六條 この政令において主務大臣は、大蔵大臣とする。

2 この政令において主務省令は、大蔵省令とする。

(ドイツ財産管理令の一部改正に伴う経過規定)

第八條 この法律施行前この法律による改正前のドイツ財産管理令(以下本條において「旧令」という。)第二條第八項の規定によりされた主務大臣の指定とみなす。

2 この法律施行前された旧令第二條第八項、第十四條の二第一項及び第三項、第十六條の二第一項、第二十二條第一項、第三項及び第四項、第三十二條の二第一項及び第二項並びに第三十條第十四項及び第十五項に規定する連合国防産最高司令官の要求は、この法律施行後は、それぞれ新令第二條第八項、第十四條の二第一項及び第三項、第十六條の二第一項、第二十二條の二第一項、第三十二條の二第一項、第三項及び第四項、第三十二條の二第一項及び第二項並びに第三十條第十四項及び第十五項に規定する三国の請求とみなす。

3 旧令第十二條の規定は、この法

律施行前連合国防産最高司令官が譲渡したものについては、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

4 旧令第二十四條の規定は、この法律施行前子株についての同條第一項に規定する連合国防産最高司令官の要求がないことが明らかになつた場合については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

5 旧令第二十八條の二の規定は、この法律施行前された同條第一項に規定する輸入の許可があつた商品に關してする行為については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

6 この法律施行前された旧令第二十八條の二第一項に規定する連合国防産最高司令官の指示は、この法律施行後は、新令第二十八條の二第一項に規定する三国の承認とみなす。

7 旧令第三十條第三項及び第七項から第九項まで並びに第三十四條の規定は、この法律施行前ドイツ財産である不動産に関する権利を連合国防産最高司令官が処分した場合における権利移轉の登記については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

(将来存続すべき政令)

第九條 第一條、第四條、第五條及び第七條に規定する政令の規定は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。

(略奪品の没収及報告に関する件(昭和三十二年内務省令第二十五号)は、廃止する。

第十條 略奪品の没収及報告に関する件(昭和三十二年内務省令第二十五号)は、廃止する。

第十一條 旧略奪品の没収及報告に関する件(以下本條において「旧令」という。)第四條から第六條までの規定は、この法律施行前旧令第四條第一項の規定により都道府県知事が提出を命じた物については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

2 都道府県知事は、この法律施行前旧令第四條第一項の規定により没収した物でこの法律施行前連合国防産最高司令官からその任命し、又は承認した連合国防産(日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国防産をいう。)の使節団に引き渡すべきことを命ぜられたものうちその引渡をしていないもの及びこの法律施行後前項の規定によりなおその効力を有する旧令第四條第一項の規定により没収した物でこの法律施行前連合国防産最高司令官から当該連合国防産の使節団に引き渡すべ

きことを命ぜられたものを当該連合国防産の政府に引き渡さなければならぬ。

(罰則に關する経過規定)

第十二條 第六條第五項及び前條第一項に規定する場合を除く外、この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過的措置の政令への委任)

第十三條 第二條、第六條、第八條、第十一條及び前條に定めるものを除く外、この法律の施行に伴ふ必要な経過的措置は、政令で定める。

附則

1. この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

2. 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一條第十号を同條第十一号とし、同條第十一号を同條第十二号とし、同條第九号の次に次の一号を加える。

十. 連合国防産の補償に關するこ

と。

第十三條第一項の表中	旧軍港市	大蔵大臣の諮問に應じて、旧軍港市転換法(昭和二十五年法律第二百二十号)の規定に
	国有財産	基く旧軍用財産の処理及び普通財産の譲渡に關する重要な
	處理審議	事項について調査審議するこ
	會	と。

旧軍港市 国有財産 処理審議 会	大蔵大臣の諮問に依りて、旧軍港市転換法(昭和二十五年法律第二百二十号)の規定に基く旧軍用財産の処理及び普通財産の譲渡に関する重要な事項について調査審議すること。
連合国財産補償審査会	連合国財産補償法(昭和二十六年法律第二百六十四号)第十八條の規定に基く再審査の請求を審査すること。

に改める。

3 国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律(昭和二十五年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二條中「略奪品の没収及び報告に関する件」を「旧略奪品の没収及報告に関する件」に改める。

4 旧外貨債処理法による借換外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律(昭和二十六年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「借り換えたもの」の下に、保管者が旧外貨債処理法施行規則(昭和十八年大蔵省令、司法省令第一号)第十條第二項の規定により借り換えたもの及び質権者が同規則第十三條第一項の規定により借り換えたもの」を加える。

第七條第一項中「借り換えたもの」の下に、保管者が旧外貨債処理法施行規則第十條第二項の規定により借り換えたもの又は質権者が同規則第十三條第一項の規定に

より借り換えたもの」を加え、「及び株式会社東京銀行」を、「株式会社東京銀行、当該保管者及び当該質権者(当該保管者及び質権者についての前條第七項に規定するその者の包括承継人を含む。以下「借換代行者」という。)」に改め、「連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の規定にかかわらず、」を削り、同項第四号中「当該銀行」を、「当該借換代行者」に改め、同條第三項中「第一項に規定する銀行」を「借換代行者」に改め、「借り換えたもの」の下に、「保管者が旧外貨債処理法施行規則(昭和十八年大蔵省令、司法省令第一号)第十條第二項の規定により借り換えたもの及び質権者が同規則第十三條第一項の規定により借り換えたもの」を加え、同條第四項から第六項まで中「第一項に規定する銀行」を「借換代行者」に改める。

第十一條第一項を削り、同條第二項の項番号を削る。

定する銀行」を「借換代行者」に改める。

〔平沼彌太郎君登壇、拍手〕

○平沼彌太郎君 只今上程されましたポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、日本国との平和條約第十五條及び第二十條の規定に基き、連合国財産及びドイツ財産関係のポツダム諸命令に所要の改正を加え、平和條約発効後もこれを法律として存続せしめようとするものであります。

主なる内容を申し上げますと、第一に、連合国財産の返還等に関する政令について、連合国の範囲、返還すべき財産の範囲、返還請求権の消滅等についてそれぞれ規定を整備いたそうとするものであります。第二に、連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令について所要の改正をいたそうとするものであります。第三に、連合国財産である株式の回復に関する政令について、連合国及び連合国人の範囲、連合国人に代つてその政府が株式の回復の請求をできる旨の規定、返還請求権の消滅、返還請求権が放棄され又は消滅した株式の在庫への帰属、特定株式の定義を整備する等、それぞれ所要の改正をいたそうとするものであります。

第四に、ドイツ財産管理令についてであります。従来、在日ドイツ財産の管理処分につきましては、連合国最高司令官が米英仏三国の受託者として日本政府に指示を與えていたものであります。平和條約発効後は、同條約第二

十條の規定に基き、右の三国が日本政府に直接ドイツ財産の管理処分を委託することになりますので、これに伴い所要の改正をいたそうとするものであります。第五に、略奪品の没収及び報告に関する件を廃止いたしました。これに伴う経過規定を設けようとするものであります。本案審議の詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

かくして質疑を終了し、討論に入りましたところ、大矢委員から次の修正意見が述べられました。

その一は、連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令第一條の第二項において、連合国財産の返還等に関する政令第十二條の第二項のみを準用してありますが、これでは連合国政府の代理請求手続を準用するにとどまり、不十分でありますので、請求手続の原則である同令第十二條第七項の規定を準用し、返還請求権者は、場合によりましては、その所屬する国の政府を経由して、家屋等の譲渡又は除去を請求し、又場合によりましては直接請求できるようにしようとするものであります。

その二は、ドイツ財産管理令第二十四條第二項中「要求」とあるのは、平和條約発効後は他の用例と同じく「請求」と改めようとするものであります。

その三は、旧外貨債処理法による借換済み外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律第七條第三項から第六項までのうち、「第一項に規定する銀行」とあるのを「借換代行者」に改めようとするものであります。銀行以外に外貨債証券の保管者及び質権者で外貨債証券の所有者に代つて借換えた者があ

りますので、これをも包含せしめようとするものであります。同條のこれらの規定は、借換代行者は、借換えられた本人に代つて借換価額相当額等を政府に納付すべき旨を定めてあります。が、原案によりましては、その代つて借換えられた本人が不明確になりますので、この点を修正いたそうとするのであります。

次いで大野委員から、戦時中日本国民が取得した連合国財産を返還する場合に、その財産の種類によっては不公平が多から、その是正を図るよう法的措置を講ぜられたい旨の希望を附し、油井委員から同様趣旨の希望を附してそれぞれ修正案及び修正部分を除く原案に賛成するとの意見が述べられました。討論を終り、採決の結果、大矢委員の修正案は全会一致を以て可決せられ、次いで修正部分を除く原案について全会一致を以て可決せられ、本案を修正議決いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。委員長報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程に追加して、教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

昭和二十七年四月四日 参議院會議録第二十八号 議事日程追加の件 特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法案外一件

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。文部委員長梅原眞隆君。

〔審査報告書は都合により第三十三号末尾に掲載〕

教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年四月三日

衆議院議長 林 謙治
参議院議長 佐藤尚武殿

教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案
教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案
附則

- 1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。
- 2 この法律施行の際旧教職員の除去、就職禁止等に関する政令第五條第一項の規定の適用を受けている者は、他の法令に別段の定めのある場合を除く外、この法律施行の日において公私の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格を取得する。この場合において必要な事項は、政令で定める。
- 3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔梅原眞隆君登壇、拍手〕
○梅原眞隆君 只今議題となりました教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案につきまして、文部委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

終戦以来、約百二十万人に達する人々に対して、いわゆる教職員の適格審査が実施されて参つた次第であります。平和條約が発効する際におきましては、公職資格審査の制度も廃止されず關係上、同じく占領政策に基いて実施されて来ましたがこのボツダム政令による教職員の適格審査の制度も又これを終止せしめることとして、その法的措置を講じようとしたのが本法案の趣旨とするところであります。

委員におきましては、矢嶋委員、岩間委員及び相馬委員から、一、本法案によれば、教職員の除去、就職禁止等に関する政令の規定によつて恩給その他の利益を受ける権利又は資格を失つていた者は、この法律によつて、その施行の日からこれらの権利又は資格を回復することになつてゐるが、その際はどうの様な給與ベースを基準とするのであるか。又その予算措置如何。二、極端な国家主義者等のように、従来教職から追放されてきた者も今後は全くその制限がなくなるわけであるが、政府はこれらの者を自由に教職に就かせて行くつもりであるか、それとも何らかの適当な制限措置をとることを考慮しているか。三、教職追放の未解除者の現在数及びそれらに對する今後の処置方針等の諸点につきまして質疑が行われましたが、その詳細及びこれに對する政府当局の御答弁は、會議録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終了いたし、討論に入りましたところ、岩間委員から、「現在我が國の態勢が平和民主化の方向にあるとすれば、ボツダム政令の廃止措置を講じようとする本法案には賛成するものであるが、遺憾ながら現在はずべて逆コースであり、この法案によつて教職追放制度を廃止すれば、極端な國家主義者等を再び教壇に送り、精神總動員への途を開くことになる旨、及び文部大臣はこれらの場合任命権者の裁量によつて適当に処置し得ると答弁されるが、これは法的根拠がない以上、事實上そのような就職阻止は不可能であつて、実効なき旨」等述べられて本案に反対意見の開陳があり、次いで高田委員から、「將來このように教職追放制度を廃止するならば、政府において教職に不適当な者を十分反省させ民主化するために適当な措置を併せてとるべきことを要望して、本案に賛成」の意を述べられ、かくて討論を終結いたし、結局本案は多数決を以て原案通り可決いたしました。

以上を以て御報告いたします。
(拍手)
○副議長(三本治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○副議長(三本治朗君) 過半数と認められます。よつて本案は可決せられます。

かくて質疑を終了いたし、討論に入りましたところ、岩間委員から、「現在我が國の態勢が平和民主化の方向にあるとすれば、ボツダム政令の廃止措置を講じようとする本法案には賛成するものであるが、遺憾ながら現在はずべて逆コースであり、この法案によつて教職追放制度を廃止すれば、極端な國家主義者等を再び教壇に送り、精神總動員への途を開くことになる旨、及び文部大臣はこれらの場合任命権者の裁量によつて適当に処置し得ると答弁されるが、これは法的根拠がない以上、事實上そのような就職阻止は不可能であつて、実効なき旨」等述べられて本案に反対意見の開陳があり、次いで高田委員から、「將來このように教職追放制度を廃止するならば、政府において教職に不適当な者を十分反省させ民主化するために適当な措置を併せてとるべきことを要望して、本案に賛成」の意を述べられ、かくて討論を終結いたし、結局本案は多数決を以て原案通り可決いたしました。

承認を求めめるの件、(衆議院送付)以上を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。建設委員長廣瀬眞澄君。

〔審査報告書は都合により第三十三号末尾に掲載〕

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十七年三月二十七日
衆議院議長 林 謙治
参議院議長 佐藤尚武殿

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法
(目的)

第一條 この法律は、特殊土じよう地帯に對し、適切な災害防除及び農地改良対策を樹立し、これに基く事業を実施することによつて、特殊土じよう地帯の保全と農業生産力の向上とを図ることを目的とする。

(特殊土じよう地帯の指定)

第二條 内閣総理大臣は、特殊土じよう地帯対策審議会の意見をきいて、しばしば台風、地震を受け、雨量がきわめて多く、且つ特殊土じよう(シラス、ボラ、コラ、アカホヤ等特殊な火山噴出物及び花こう岩風化土その他特に侵しやすくを受けやすい性状の土じよう)を有する。以下同じ。)でおおわれ地形上、年々災害が生じ、又は特殊土じよう、うでおおわれているために農業生産

力が著しく劣つてゐる都道府県の区域の全部又は一部を特殊土じよう地帯として指定する。

2 内閣総理大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(特殊土じよう地帯対策事業計画の設定)

第三條 内閣総理大臣は、特殊土じよう地帯対策審議会の意見をきいて、第一條の目的を達成するために必要な特殊土じよう地帯における災害防除及び農地改良に関する事業計画を定める。

2 内閣総理大臣は、前項の事業計画を定めるときは、これを關係都道府県知事に通知するものとする。

(事業の実施)

第四條 前條第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるものの外、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。
(特殊土じよう地帯対策審議会の設置及び権限)

第五條 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他特殊土じよう地帯における災害防除及び農地改良に関する重要事項を調査審議するために、総理府に特殊土じよう地帯対策審議会(以下審議会)とす。置く。
2 審議会は、特殊土じよう地帯における災害防除及び農地改良に関する重要事項につき、關係のある行政機關の長又は地方公共団体に

対し、意見を申し出ることができ
る。

(審議会の組織等)

第六條 審議会は、左に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員十九人以内で組織する。

- 一 地方自治庁次長
 - 二 大蔵事務次官
 - 三 農林事務次官
 - 四 運輸事務次官
 - 五 建設事務次官
 - 六 経済安定本部副長官
 - 七 都道府県知事
 - 八 都道府県議会議長
 - 九 市町村長
 - 十 市町村議会議長
 - 十一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学の教授
 - 十二 農業者の団体を代表する者
- 三人以内
- 2 前項第七号から第十二号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。
- 6 専門の事項を調査審議させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。
- 7 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者の中から、審議会の推薦に基いて、内閣総理大臣が任命する。

8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

9 前各項に定めるものを除く外、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。
(資料の提出請求等)

第七條 審議会は、第五條第一項に規定する事項の調査審議に關し必要があるときは、関係のある行政機関、地方公共団体その他の者に對し、資料の提出を求め、又は報告をさせることができる。
(関係地方公共団体等の意見の申出)

第八條 関係地方公共団体その他の者は、第三條第一項の事業計画に關し、審議会に對して意見を申し出ることができ、
(国の予算への経費の計上)

第九條 政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、第三條第一項の事業計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。
(特別な助成)

第十條 国は、第三條第一項の事業計画による事業を行う地方公共団体その他の者に對し、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第十六條(補助金の交付)の規定に基き補助金を交付し、必要な資金を融通し、又はあつ旋し、その他必要と認める措置を講ずることができ、

2 国は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十二條無償貸付)又は第二十八條(讓與)の規定にかかわらず、第三條第一項の事業計画による事業を行う地方

公共団体その他の者に對し、その事業の用に必要な普通財産を無償で貸し付け、又は讓與することができる。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、昭和三十三年三月三十一日限りその効力を失う。
- 3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
第十五條第一項の表中積雪寒冷單作地帯振興対策審議会の項の次に次の一項を加える。

特殊土、地帯對策審議	特殊土、地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第...号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
------------	--

〔審査報告書は都合により第三十三号末尾に掲載〕

公営住宅法第六條の規定に基き、承認を求むるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月二十九日
衆議院議長 林 謙治
参議院議長 佐藤尚武殿
公営住宅法第六條の規定に基き、承認を求むるの件
公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第六條の規定に基き、

別紙第一期公営住宅建設三箇年計画について、承認を求むる。

- 第一期公営住宅建設三箇年計画
昭和二十七年年度から昭和二十九年年度までの第一期公営住宅建設三箇年計画を次の通り定める。
- 一、公営住宅一八〇、〇〇〇戸を建設する。
- 二、右の種別及び構造別内訳は左の通りとする。

各種耐火構造	六三、〇〇〇戸
第二種公営住宅	造 四五、〇〇〇戸
木	造 七二、〇〇〇戸

〔廣瀬與兵衛君發言、拍手〕

○廣瀬與兵衛君 只今議題となりました公営住宅法第六條の規定に基き、承認を求むるの件について、建設委員会の審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本件は、公営住宅法第六條の規定に基き、昭和二十七年年度から昭和二十九年年度までの第一期公営住宅建設三箇年計画の大綱の承認を求むるものであります。本件公営住宅建設三箇年計画の内容は、別紙で御承知の通り、第一、三カ年における建設戸数は十八万戸とする。第二、その種別及び構造別は、第一種公営住宅を總戸数の七五%、第二種二五%とする。第一種は木造四〇%、各種耐火構造三五%とし、第二種は木造とする。第三、建設団地に對しては各種共同施設を必要に応じて

建設するといふものであります。本三カ年計画は、建設大臣が公営住宅法の規定に基き都道府県知事からそれら公営住宅建設に關する資料を提出せしめると共に、国及び各地方公共団体の住宅需要と財政事情、住宅金融公庫による融資住宅の建設見込その他民間における住宅建設状況等との関連の下に、計画案の資料を整備して、住宅対策審議会の意見を聞き、更に諸般の情勢を検討した結果、建設三カ年計画として閣議決定を経たものであります。

委員会における審議の詳細は速記録によつて御承知を願いますが、当局との間に熱心なる質疑応答が重ねられました次第であります。その主なる事項は、「予算の裏付のないこの三カ年計画とその実現の見込如何。本年度予算に計上されている戸数を以て果してこの計画は三カ年間に実現できるか」といふ点でありまして、これについては特に建設大臣の答弁が求められました。建設大臣は「本年度予算による建設は二万五千戸、残金は二カ年間に建設する計画である。併しながら、本年度分につきましては、既定予算だけにとどめるものにあらず、今後歳入の自然増収のごとき場合には予算の補正を要望して建設戸数の増加に努める。又これについては建設の年次計画を定める慣例によらず、計画の伸縮性を保持したもので、今後統制費の設定も考慮して、でき得る限り計画の達成確保に努める」旨の答弁がありました。又本件に關連して、この種の数年計画を作成するとなれば、他の公共事業についても同様に必要なものであるのではないかとの質問もありました。なお本件については、従来融資住宅の建設に置

昭和二十七年四月四日 参議院會議録第二十八号 特殊土、地帯災害防除及び振興臨時措置法案外一件

昭和二十七年四月四日 参議院會議録第二十八号 議事日程変更の件 職犯者の釈放等に関する請願外九件 小浜線小浜市津敷地区内に新駅設置の請願外二十二件 五三四

かれた重点を公営住宅に移すことによつて計画達成に努めたいとの当局の意図も示されたのであります。このほか、本計画における木造の比率、木造と耐火構造との単価比較、不燃化重視等についても質疑応答がありました。更に本計画については大蔵省当局の意見が徴されまして、同当局は、「計画の実施は今後の財政状況によることであるが、次年度以降については未だ具体的なものはなく、予算編成の際考慮したい。又この種の計画は尊重せらるべきであり、同様の各種計画間の調整は閣議で行われる」旨の答弁がありました。

かくて討論に入りましたところ、田中委員から、本案に対しては原則的に賛成する、構造別については将来資材の変動を考へて考慮すること、又次年度以降はすべて耐火構造とすると共に、その坪当り二万五千円の単価が実現できるように研究することの希望を附して賛成の発言がありました。次いで採決の結果、全会一致原案通り承認すべきものと決定いたしました。

次に特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法案について、建設委員会の審議の経過及び結果を御報告いたします。
本法案は、特殊土じよう地帯に対し適切な災害防除及び農地改良対策を講じ立実施することによつて、特殊土じよう地帯の保全と農業生産力の向上を図ることを目的とするものであります。本委員会におきましては、提案者の説明を聴取するほか、建設省初め関係政府当局の意見も聞いて、熱心なる質疑応答が重ねられました。詳細は速記録によつて御承知を願います。

法案の要旨は、特殊土じよう地帯対策審議会を設置して、災害防除及び農地改良に関する事業計画を定めると共に、その実施に関しては、国、地方公共団体その他のものがこれに当り、これについては国の特別の助成の途を講じておるのであります。

審議された主要な事項の一は、特殊土じよう地帯の範囲についてであります。シラス、ボラ、コラ、アカホヤ等、特殊な火山噴出物のほか、花崗岩の風化土その他浸蝕しやすい土じようというものであれば、それは中国地方その他全国的にも広く分布しており、北海道の広大な泥炭地帯のこともは如何」との質問に対して、提案者は、「本法案は、南九州のシラスなどの特殊地帯が最も緊急を要するので、主としてこれを対象とする趣旨であるが、他の地方に対しても順次にこれに及ぼし得ることとした。又特殊地帯としては、しばしば台風の来襲を受け、雨量が多いことを一つの条件としておる」旨の答弁でありました。

その二は、「南九州地帯に対しては災害防除に如何なる方法が講じられておるか。」「その点については、政府は先に調査費を計上して、その報告が提出されており、本年度予算にも農地改良を主とする四千万円が計上されておる。今後の対策については審議会の決定による」旨の答弁がありました。

その三は、「本案と先に指定された特定地域との関係、又国土総合開発計画の実施に關し、同法の改正によつて本案の趣旨は達成できるのではないか」との質問についても、関係当局との間に多くの質疑応答がありました。更に、農林省が南九州において行なつておる事業の内容と、本案による施設について、農林省の意見が質されました。又本案の災害防除の対策が実際ににおいては砂防を主とする点について、本法案と砂防法との関係、又一般砂防事業との関連については、特に建設大臣の意見が質されました。

その四は、法案の対象を南九州に限定することの適否についても多くの意見の交換がありました。特殊土じようは全国的に分布されておる関係から、対策審議会の構成について質疑があり、提案者は審議委員の全国的構成について善方分を言明されました。

かくて質疑を終了、討論を省略、採決の結果、全会一致原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

先ず特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて本件は承認を與へることと決しました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程の順序を変更して、日程第十四より第十九までの請願及び日程第四十七より第五十までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。法務委員会理事宮城タマヨ君。
〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○宮城タマヨ君 只今議題となりました請願及び陳情に關しまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。
請願第五十九号、第五百一號、第五百十一號、第五百四十二號、第六百九十九號、第六百五十一號、第六百六十六號、第八百四十二號、第八百七十號、第八百八十三號、第九百二十五號、第九百九十九號及び陳情第二十五號、第二十九號、第五十四號、第八十五號、第二百八号は、いずれも講和條約締結後、職争犯罪人の釈放方につき善処せられたとの趣旨のものでございまして、これには又個人の減刑釈放について特筆されておるものも含まれておるのでございしますが、委員会におきましては、一般的な減刑釈放の趣旨といたしまして採択いたしましたのでございまして、併し委員会の審査報告書に附して提出いたします意見書案には、各個人に關する具体的事実については、政

府において調査の上、善処されたい旨を明示しておくことにいたしました。次に請願第五百三十八号は軍事裁判被告の釈放に關するものでございまして、紹介議員須藤五郎君の説明によりますと、本請願の趣旨は、講和條約締約後占領が終了した際、昭和二十五年十月政令第三百二十五号違反事件等によつて刑の執行を受けておる者又は取調中の者に対して同情ある格段の処置を講じてもらいたいというのでございまして、以上の諸件につきまして、本委員会は、政府の所見を聞き、慎重に審査いたしました結果、いずれもこれを採択し、院議に付して内閣に送付すべきものと決定いたしました次第でござい

以上御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程第二十より第四十二までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。運輸委員会理事岡田信次君。
〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔岡田信次君登壇、拍手〕

○岡田信次君 只今上程になりました日程第二十より第四十二までの請願につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

委員会におきましては、個々の審議に先立ちまして、民営バスと国営バスとの関係及び国営バスの運営について運輸大臣の所見を質しましたところ、運輸大臣より、民営バスと国営バスを問わず、既存バスがある同一路線に對し新規免許の許可申請があつた場合は、無用の競争を避けるため、既存業者に不備の点があれば先ずそれを改善させ、民衆の利便に應ずるよう指導監督して行くが、既存業者が如何に努力してもなおかつ一業者だけで運ぶ切れないほど旅客の多いような場合には、新規免許の出願者にも許可するようにして居る。又国営バスに関する運輸省の基本的な考え方としては、国営バスは日本固有鉄道法に規定されておる通り、固有鉄道に關連するものに限られておるのであつて、要約すれば、国鉄線の代行或いは先行、短絡若しくは培養という見地から考へて行きたる。次に民営バスと国営バスが競合する路線については、道路運送法で、民営バスのみならず、国営バスにつきましても、運転系統であるとか、運轉回数、或いは運賃とかいふものを、運輸大臣の認可事項として、この兩者を平等に監督することになつておるので、決して不当な競争を生ずるようなことはいたさせない。率直に言つて国営バスの進出を認めて民営を圧迫するといふような考へ方は毛頭持つていないといふ趣旨の意見でございます。

〔安井謙君登壇、拍手〕

○安井謙君 只今議題となりました請願百十九号、失業対策事業に関する請願のほか、請願三件、陳情一件につきまして、委員会におきます審議の経過並びに結果を御報告いたします。

請願百十九号、失業対策事業に関する請願並びに請願九百九十七号及び陳情六百五十七号は、いずれも失業対策事業において資材費の困庫補助を増額し、賃金単価を引上げ、労働者の就労日数を増加し、更に失業対策事業を單に質を転換させる等の措置によつて、失業対策事業の質的向上を図るよう要請するものであります。次に、請願百八十八号、看護婦の労働基準法確保に関する請願は、労働基準法改正に際し、医療従事員を基準法外に置くことなく、現在の看護婦の労働過重を十分考慮の上、この上労働を強化されないよう、現行法の確保を要請するものであります。次に請願第三百五十六号、秋田県に労災病院兼肺療養所設置の請願は、東北地方には、災害労働者、肺病患者のための専門施設がなく、遠隔地の病院を利用せざるを得ない実情で、極めて不便であるから、秋田県に労災病院兼肺療養所を設置するよう要請するものであります。

〔養成人起立〕

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程第四十三より第四十六までの請願及び日程第五十一の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長(報告)を求めます。労働委員会理事安井謙君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔養成人起立〕

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日(三木治朗君) 別(御発言)もなければ、これより採決をいたします。以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別(御発言)もなければ、これより採決をいたします。以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別(御発言)もなければ、これより採決をいたします。以上御報告申し上げます。(拍手)

〔養成人起立〕

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日(三木治朗君) 別(御発言)もなければ、これより採決をいたします。以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日(三木治朗君) 別(御発言)もなければ、これより採決をいたします。以上御報告申し上げます。(拍手)

〔養成人起立〕

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日(三木治朗君) 別(御発言)もなければ、これより採決をいたします。以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日(三木治朗君) 別(御発言)もなければ、これより採決をいたします。以上御報告申し上げます。(拍手)

昭和二十七年四月四日 参議院会議録第二十八号 失業対策事業に関する請願外四件

昭和二十七年四月四日 参議院會議録第二十八号

楠瀬 常猪君	加藤 武徳君
城 義臣君	植竹 春彦君
山本 米治君	古池 信三君
小杉 繁安君	石川 榮一君
山田 守江君	西山 亀七君
山田 佐一君	一松 政二君
草葉 隆國君	徳川 頼貞君
左藤 義詮君	黒田 英雄君
小林 英三君	川村 松助君
寺尾 豊君	宮城タマヨ君
溝口 三郎君	小野 義夫君
小串 清一君	大野木秀次郎君
宮田 重文君	西川甚五郎君
松本 昇君	秋山俊一郎君
鈴木 直人君	石村 幸作君
長谷山行毅君	高橋進太郎君
鈴木 恭一君	愛知 稔一君
安井 謙君	平林 太一君
長島 銀藏君	平沼彌太郎君
竹中 七郎君	有馬 英二君
菊田 七平君	小川 久義君
瀧淵 春次君	池田宇右衛門君
油井賢太郎君	北村 一男君
中山 壽彦君	白波瀨米吉君
岩沢 忠恭君	西山 隆男君
大屋 晋三君	山本 三六君
黒川 武雄君	横尾 龍君
境野 清雄君	大隈 信幸君
内内キヤウ君	谷口弥三郎君
稻垣平太郎君	山花 秀雄君
三橋八次郎君	若木 勝蔵君
梅津 錦一君	深川タマエ君
荒木正三郎君	内村 清次君
羽生 三三君	石川 清一君
松浦 定義君	高田なほ子君
森崎 隆君	吉田 法晴君
和田 博雄君	山崎 恒君
深川榮左エ門君	菊川 孝夫君
岡田 宗司君	河崎 ナツ君
一松 定吉君	堀木 鐵三君
岡村文四郎君	榊 繁夫君
木下 源吾君	須藤 五郎君
岩間 正男君	千葉 信君
鈴木 清一君	上條 愛一君
千田 正君	東 隆君
松原 一彦君	田中 一君

加藤シヅエ君 山田 節男君
 齋 武雄君 羽仁 五郎君
 村尾 重雄君 永井純一郎君
 カニエ邦彦君 島 清君
 佐々木良彦君 松永 義雄君
 中村 正雄君 山下 義信君
 赤松 常子君 棚橋 小虎君
 小泉 秀吉君 原 虎一君
 下條 恭兵君 片岡 文重君

大蔵 総裁 木村篤太郎君
 大蔵 大臣 池田 勇人君
 文部 大臣 天野 貞祐君
 通商産業大臣 高橋龍太郎君
 労働 大臣 吉武 恵市君
 厚生 大臣 周東 英雄君

政府委員
 統計委員会 美濃部亮吉君
 常任委員 西村 直己君
 大蔵政務次官 記内 角一君
 通商産業省通 商編維局長 藤原 俊郎君
 労働政務次官 藤原 俊郎君
 建設政務次官 塚原 俊郎君

(第二十三号参照)
 審査報告書
 昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案
 右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

一、委員会の決定の理由
 本法案は、昭和二十六年十月の「ルース台風」による漁船、漁具及び養殖施設の災害復旧資金の融資を円滑にするため、政府が融資機関のした融資ことに利子補給を行い、且つ、損失補償を行おうとするものであつて適切な措置と認められる。

二、事件の利害得失
 ルース台風による甚大な被害復旧を促進し、漁業生産の発展を期する利益がある。

三、費用
 本法案の施行のため昭和二十七年予算に三千万円計上してある。

審査報告書
 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案
 右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月十八日
 地方行政委員長 西郷吉之助
 参議院議長 佐藤尚武殿

多数意見者署名
 堀 未治 石村 幸作
 若木 勝蔵 岡本 愛祐
 高橋進太郎 原 虎一
 石川 清一 岩木 哲夫
 林屋龜次郎

一、委員会の決定の理由
 本法案は、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く銃砲刀剣類所持取締令は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日以降において、社会公共の秩序を維持するため、法律としての効力を有するものとする必要があるもので、時宜に即した措置と認められる。

二、事件の利害得失
 現下の治安事情に鑑み、内容完全とはいへないが、当面における社会公共の秩序維持に資する利益がある。

審査報告書
 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律案
 右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月十八日
 地方行政委員長 西郷吉之助
 参議院議長 佐藤尚武殿

多数意見者署名
 堀 未治 石村 幸作
 若木 勝蔵 岡本 愛祐
 高橋進太郎 原 虎一
 石川 清一 岩木 哲夫
 林屋龜次郎

三、費用
 本法の施行によつて、特に費用は要しない。

審査報告書
 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案
 右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。

昭和二十七年三月十四日
 大蔵委員長 平沼彌太郎
 参議院議長 佐藤尚武殿

多数意見者署名
 伊藤 保平 菊田 七郎
 菊川 孝夫 一波多野 鼎
 大矢半次郎 田村 文吉
 黒田 英雄 瀧淵 春次
 岡崎 寛一 小林 政夫

一、委員会の決定の理由
 本法案は、昭和二十五年に於ける風水害等の異常発生に伴い、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするため、昭和二十七年において、一般会計から繰入金を行おうとするもので、止むをえない措置と認められる。

二、事件の利害得失
 農業共済再保険特別会計の運営を円滑ならしめる利益がある。

三、費用
 この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十七年において、一般会計から農業共済再保険特別会計へ七億一千七百八十七万五千円を繰入れることとなる。

〔韓国人ら、患者の強制退去に関する諸額外十九件及び捕船船および乗組員返還に関する陳情外十件の審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十 円
 発行所 東京郵政局 本町一五
 電話九段側 一六五
 印刷 印刷局
 東京一〇〇〇